平成２８年第３回泉南市議会定例会議案書

議　案　一　覧　表

（平成２８年８月３０日提出）

議案 種類	議案 番号	件名	ページ
報　告	1	平成２７年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について	1
報　告	2	平成２７年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について	5
報　告	3	平成２７年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	9
議　案	1	泉南市監査委員の選任について	13
議　案	2	泉南市公平委員会委員の選任について	17
議　案	3	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	21
議　案	4	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	25
議　案	5	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	29
議　案	6	泉南市開発事業の手続等に関する条例の制定について	33
議　案	7	泉南市立樽井防災コミュニティセンター条例の制定について	41
議　案	8	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	49

議　　案		件　　名	ページ
種　類	番　号		
議　案	9	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	53
議　案	10	泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議　案	11	泉南市企業誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について	63
議　案	12	泉南市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の制定について	67
議　案	13	平成２８年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第２号）	77
議　案	14	平成２８年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	133
議　案	15	平成２８年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第１号）	143
議　案	16	平成２８年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	153
議　案	17	平成２８年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	165
議　案	18	平成２８年度泉南市水道事業会計補正予算（第１号）	175
議　案	19	平成２７年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について	183
議　案	20	平成２７年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について	185

議　案	21	平成２７年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について	187
議　案	22	平成２７年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について	189
議　案	23	平成２７年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について	191
議　案	24	平成２７年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について	193
議　案	25	平成２７年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計歳入歳出決算認定について	195
議　案	26	平成２７年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について	197
議　案	27	平成２７年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について	199
議　案	28	平成２７年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について	201
議　案	29	平成２７年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について	203
議　案	30	平成２７年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について	205
議　案	31	平成２７年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	207
議　案	32	平成２７年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	209
議　案	33	平成２７年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について	211

議　　案		件　　名	ページ
種　類	番　号		
議　案	34	平成２７年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	213
議　案	35	平成２７年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	215
議　案	36	平成２７年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	217
議　案	37	平成２７年度泉南市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について	219

報告第１号

平成２７年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、平成２７年度決算に基づく泉南市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

平成２７年度決算に基づく泉南市健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	１１．６	１２０．６
（１２．９５）	（１７．９５）	（２５．０）	（３５０．０）

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため「－」と記載している。

※本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

泉南監報告第　１１　号
平成２８年８月１０日

泉南市長　竹　中　勇　人　様

泉南市監査委員　　齋　藤　一　夫
泉南市監査委員　　木　下　豊　和

平成２７年度泉南市財政健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された、平成２７年度泉南市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成２７年度泉南市財政健全化判断比率審査意見書

１　審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

⑴　総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

いずれの比率も早期健全化基準未満であり、「財政健全化計画」策定を要しない。

記

（単位：％）

健全化判断比率	平成２６年度	平成２７年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	―	―	１２．９５
②連結実質赤字比率	―	―	１７．９５
③実質公債費比率	１０．２	１１．６	２５．０
④将来負担比率	１３５．１	１２０．６	３５０．０

※「―」は実質赤字額・連結実質赤字額がないことを示す。

⑵　個別意見

①実質赤字比率について

平成２７年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

②連結実質赤字比率について

平成２７年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

③実質公債費比率について

平成２７年度の実質公債費比率は１１．６％となっており、早期健全化基準の２５．０％未満である。

④将来負担比率について

平成２７年度の将来負担比率は１２０．６％となっており、早期健全化基準の３５０．０％未満である。

⑶　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第２号

平成２７年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

平成２７年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備　　考
下水道事業特別会計	－	２０．０	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「－」と記載している。

泉南監報告第　１２　号
平成２８年８月１０日

泉南市長　竹　中　勇　人　様

泉南市監査委員　齋　藤　一　夫
泉南市監査委員　木　下　豊　和

平成２７年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された、平成２７年度泉南市下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成２７年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

１　審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

⑴　総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：％）

比 率 名	平成２６年度	平成２７年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	２０．０

※「―」は資金不足額がないことを示す。

⑵　個別意見

平成２７年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

⑶　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第３号

平成２７年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、平成２７年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

平成２７年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備　　考
水道事業会計	－	２０．０	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「－」と記載している。

泉南監報告第　１３　号
平成２８年８月１０日

泉南市長　竹　中　勇　人　様

泉南市監査委員　齋　藤　一　夫
泉南市監査委員　木　下　豊　和

平成２７年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された、平成２７年度泉南市水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成２７年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

１　審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２　審査の結果

⑴　総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：％）

比 率 名	平成２６年度	平成２７年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	２０．０

※「―」は資金不足額がないことを示す。

⑵　個別意見

平成２７年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

⑶　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

議案第１号

泉南市監査委員の選任について

次の者を泉南市監査委員（識見を有する者）に選任したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

住　　所　　泉南市新家１８９番地の５
氏　　名　　市橋　直子（いちはし　なおこ）
生年月日　　昭和４６年９月２７日
職　　業　　税理士

提案理由

監査委員齋藤一夫氏は、平成２８年１１月２８日をもって任期満了となるため、後任として市橋直子氏を最適任者と認め、新たに選任したいので提案するものである。

議案第１号参考

市橋　直子氏　経歴

平成	４年	３月	帝国女子短期大学　英語科卒業
同	４年	４月	三井ホームコンポーネント株式会社入社
同	１４年	１２月	中本行則会計事務所入所
同	１８年	１２月	税理士試験合格
同	１９年	６月	税理士登録
同	２８年	４月	日根野谷精税理士事務所入所

議案第２号

泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

住　　所　　泉南市男里五丁目４番１５号
氏　　名　　岩本　正美（いわもと　まさみ）
生年月日　　昭和２５年６月１１日
職　　業　　無　職

提案理由

公平委員会委員山野良太郎氏は、平成２８年１２月２５日をもって任期満了となるため、後任として岩本正美氏を最適任者と認め、新たに選任したいので提案するものである。

議案第２号参考

岩本　正美氏　経歴

昭和４４年　３月　岸和田市立産業高等学校卒業
同　４５年　４月　泉南町職員
同　４５年　７月　泉南市職員（市制移行による。）
平成１９年　４月　泉南市選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、公平委員会参事
同　２２年　４月　公平委員会参与
同　２３年　３月　泉南市退職
同　２４年　６月　泉南市固定資産評価審査委員会委員に就任
同　２５年１０月　泉南市固定資産評価審査委員会委員を辞任

議案第３号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

住　　所　　泉南市岡田三丁目６番１６号
氏　　名　　湊　聡美（みなと　さとみ）
生年月日　　昭和２８年２月１８日
職　　業　　行政書士

提案理由

固定資産評価審査委員会委員湊聡美氏は、平成２８年１１月３０日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第３号参考

湊　聡美氏　経歴

昭和５０年　３月　四天王寺女子大学
同　５０年　４月　阪南市立波太小学校教諭
同　５８年　１月　行政書士試験合格
同　６１年　４月　岬町立深日小学校教諭
平成　元年　４月　江口行政書士事務所入所
同　１２年　８月　湊行政書士事務所開業
同　２４年　３月　泉南市固定資産評価審査委員会委員就任（現在に至る。）

議案第４号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

住　　所　　泉南市信達六尾９００番地の２
氏　　名　　井上　髙明（いのうえ　たかあき）
生年月日　　昭和３０年１月７日
職　　業　　税理士

提案理由

固定資産評価審査委員会委員井上髙明氏は、平成２８年１０月８日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第４号参考

井上　髙明氏　経歴

昭和５２年	３月	関西大学経済学部卒業
同　５２年	４月	株式会社ノーリツ入社
同　５６年	４月	東会計事務所入所
同　５９年	８月	株式会社日本サンガリアベバレッジカンパニー入社
平成　３年	１２月	税理士試験合格
同　４年	２月	税理士登録
同　４年	１０月	井上髙明税理士事務所開業
同　１２年	１１月	泉南市監査委員就任
同　２４年	１１月	泉南市監査委員退任
同　２５年	１２月	泉南市固定資産評価審査委員会委員就任（現在に至る。）

議案第５号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

住　　所　　泉南市岡田三丁目９番３７号
氏　　名　　赤井　千惠子（あかい　ちえこ）
生年月日　　昭和１９年６月１０日
職　　業　　無　職

提案理由
人権擁護委員赤井千惠子氏は、平成２９年６月３０日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第５号参考

赤井　千惠子氏　経歴

昭和４０年	３月	大阪基督教短期大学初等教育課卒業
同　４０年	４月	泉南町立西信達小学校教諭
同　５５年	４月	泉南市立樽井小学校教諭
平成　５年	４月	泉南市立砂川小学校教諭
同　１５年	３月	大阪府教育委員会退職
同　１７年	７月	泉南市人権擁護委員（現在に至る。）
同　２５年	４月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員

議案第６号

泉南市開発事業の手続等に関する条例の制定について

泉南市開発事業の手続等に関する条例を別紙のように定める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

提案理由

良好な都市環境の保全及び形成を進めるため、開発指導に関する明確な義務規定を定める必要があることから、開発事業の手続に関し必要な事項等を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第　号

泉南市開発事業の手続等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、泉南市（以下「市」という。）の区域内（関西空港島を除く。）において開発事業を行う場合における手続並びに公共施設及び公益施設の整備に関する基準その他必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の保全及び形成を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　開発事業　開発行為及び建築行為をいう。

⑵　開発行為　都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「都計法」という。）第４条第１２項に規定する行為をいう。

⑶　建築行為　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「建基法」という。）第２条第１項第１３号、第１４号及び第１５号並びに同法第８７条に規定する行為をいう。

⑷　開発者　開発事業を行う者をいう。

⑸　開発区域　開発事業を行う区域をいう。

⑹　公共施設　都計法第４条第１４項に規定する公共施設及び上水道施設をいう。

⑺　公益施設　集会施設、ごみ集積所その他住民の生活に公益上必要な施設をいう。

⑻　公共公益施設　公共施設及び公益施設をいう。

⑼　住宅　戸建住宅及び長屋、共同住宅、寄宿舎その他これらに類する用途に供する建築物の総称をいう。

⑽　戸建住宅　一の住戸を有する建築物をいう。

⑾　専用住宅　戸建住宅であって、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅以外のものをいう。

⑿　総合計画　泉南市自治基本条例（平成２４年泉南市条例第２５号）第２４条第１項の規定に基づき、市のめざすべき将来像を定める基本構想及び構想を実現するための基本計画をいう。

（適用範囲）

第３条　この条例は、市の区域内において行われる開発事業のうち、規則で定めるものについて適用する。ただし、次の各号に掲げる開発事業については、第５条第３項の規定を除き適用しない。

⑴　自己の居住の用に供する専用住宅の建築行為

⑵　国又は地方公共団体が行う建築行為

⑶　都計法第２９条第１項第４号から第１０号までに規定する開発行為

⑷　建基法第８５条に規定する仮設建築物を目的とする建築行為

⑸　前各号に準ずるものと市長が認めたもの

２　隣接する土地において行われる二以上の開発事業が一体性を有するものとして規則で定めるものに該当するときは、原則としてこれらの開発事業を一つの開発事業とみなして、前項の規定を適用する。

（市の責務）

第４条　市は、この条例の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な実施が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（開発者の責務）

第５条　開発者は、この条例の目的を達成するため、この条例に定める開発事業着手前の手続、公共公益施設の整備の基準その他の事項を遵守しなければならない。

２　開発者は、開発事業を行うに際しては、第三者との紛争が生じないよう努めるとともに、当該紛争が生じた場合においては、誠意をもってこれを解決しなければならない。

３　第３条第１項各号に掲げる開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画策定及び実施に際しては、この条例の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

（開発事業に関する基準）

第６条　開発者は、開発事業の計画を策定するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　当該計画の内容が総合計画並びに市が定める都市計画に係る計画及び施策に沿ったものとすること。

⑵　当該開発事業における土地利用が周辺環境と調和するよう計画すること。

⑶　当該計画において、良好な都市環境を確保するため必要な公共公益施設の整備について定めること。

２　市長は、開発事業の適正な施行を確保するための指針を定めるものとする。

（開発事業に伴う事前協議の申出）

第７条　開発者は、都計法、建基法その他開発事業に関係する法令に基づく許可、指定等の申請を行う前に、規則で定めるところにより、開発事業の計画について市長と協議（以下「事前協議」という。）するよう申し出なければならない。ただし、当該計画内容が規則で定める軽微な開発事業については、この限りでない。

２　前項の規定は、事前協議の内容を変更しようとする場合について準用する。

（計画の公開）

第８条　開発者は、開発事業に伴う事前協議の申出を行った後速やかに、当該開発事業の計画の周知を図るため、開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該計画の概要を示す標識を設置しなければならない。

２　開発者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（計画の説明）

第９条　開発者は、開発事業に伴う事前協議の申出を行ったときは、規則で定める関係住民等に対し、当該開発事業の計画

の内容について具体的かつ平易に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

２　開発者は、前項の規定による説明を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（公共公益施設の整備等に関する協議）

第１０条　開発者は、事前協議において、公共公益施設の設置、整備及びその用地等の確保（以下「公共公益施設の整備等」という。）につき、市長、教育委員会及び水道事業代表者（以下これらを「市長等」という。）並びに泉州南消防組合の管理者と協議しなければならない。

２　開発者は、前項の規定による協議が調ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（公共公益施設の整備等）

第１１条　事前協議において必要とされた公共公益施設の整備等については、市長等が別に定める整備基準により、開発者が自らの負担と責任においてこれを行うものとする。

（覚書の交換）

第１２条　市長及び開発者は、事前協議について合意に達したときは、これを証する文書（以下「覚書」という。）を交換するものとする。

２　開発者が前項の覚書を交換した日から起算して１年を経過する日までに公共公益施設の整備等に着手しないときは、当該覚書は、その効力を失うものとする。

（報告等）

第１３条　市長は、この条例の施行に必要な限りにおいて、開発者又はその工事請負人若しくは工事監理者に対し、当該開発事業に関する事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査）

第１４条　市長は、この条例の施行に必要な限りにおいて、職員に開発区域又は建築物内に立ち入らせて調査若しくは検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による調査等（以下「立入調査」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、立入調査を行うときは、関係者にこれを提示しなければならない。

（完了検査等）

第１５条　開発者は、公共公益施設の整備等が完了したときは、市長等による完了検査（以下「完了検査」という。）を受けなければならない。ただし、事前協議において市長等が完了検査を実施する必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　市長等は、完了検査の結果、当該公共公益施設の整備等が協議内容に適合しないと認めるとき又はその施工が不十分であると認めるときは、当該開発者に対し必要な措置を命ずるものとする。この場合において、その措置に要する費用は、当該開発者の負担とする。

（公共公益施設の移管の手続）

第１６条　開発者は、事前協議に係る公共公益施設又はその用地等を市に移管しようとするときは、規則で定める書類を市長等に提出しなければならない。

（指導、勧告及び命令）

第１７条　市長は、この条例の規定に違反した開発者に対し、必要な措置をとることを指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。

（公表）

第１８条　市長は、開発者が前条の規定による勧告又は命令に従わないときは、当該開発者の氏名又は名称、勧告又は命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該開発者に当該公表の内容及び理由を通知し、当該開発者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

３　市長は、開発者が前項の規定により意見を述べたときは、第１項の規定による公表に際し、当該意見の要旨も併せて公

表しなければならない。

（委任）

第１９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に、市長に対し、この条例の規定に基づく協議に相当する協議の申出のあった開発事業の計画については、この条例の規定は適用しない。

議案第７号

泉南市立樽井防災コミュニティセンター条例の制定について

泉南市立樽井防災コミュニティセンター条例を別紙のように定める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

提案理由

災害時における地域防災の拠点機能を整備することにより、災害時の応急対策の充実と市民の防災意識の向上を図るとともに、市民が交流する場を提供することにより災害時に重要な役割を担うコミュニティの活性化を図り、ひいては、災害に強いまちづくりに資するため、泉南市立樽井防災コミュニティセンターを設置するに当たり、本条例を提案するものである。

泉南市条例第　号

泉南市立樽井防災コミュニティセンター条例

（設置）

第１条　災害時における地域防災の拠点機能を整備することにより、災害時の応急対策の充実と市民の防災意識の向上を図るとともに、市民が交流する場を提供することにより災害時に重要な役割を担うコミュニティの活性化を図り、ひいては、災害に強いまちづくりに資するため、泉南市立樽井防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
泉南市立樽井防災コミュニティセンター	泉南市樽井五丁目１４番１２号

（機能）

第３条　センターは、次の機能を有する。

⑴　災害時における応急対策の活動拠点及び避難所に関する機能

⑵　防災に関する資機材及び備蓄品の保管に関する機能

⑶　防災教育、防災活動その他の防災意識の向上を図る活動に資する機能

⑷　コミュニティの活性化につながる交流活動に資する機能

（使用の範囲）

第４条　市長は、前条第１号及び第２号に規定する機能を妨げない限りにおいて、同条第３号又は第４号に規定する機能に基づいて、センターを使用させるものとする。

（使用の許可）

第５条　前条の規定によりセンターを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用の制限）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

⑴　営利を目的とした使用であると認められるとき。

⑵　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

⑶　施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

⑸　前各号に定めるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第７条　市長は、次の各号のいずれに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

⑴　使用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わなかったとき。

⑵　偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

⑶　使用の許可に係る条件に違反したとき。

⑷　前条各号のいずれかに該当することとなったとき。

⑸　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第３条第１号に規定する応急対策の活動拠点又は避難所としてセンターを使用するとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

２　前項の規定により使用者が受けた損害については、市長は損害の責を負わないものとする。

（使用料）

第８条　使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、その使用が第３条第３号に規定する防災教育、防災活動その他の防災意識の向上を図るものであると市長が認めた場合については、無料とする。

２　使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第９条　市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第１０条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第１１条　使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第７条第１項の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第１２条　使用者は、施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（委任）

第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　センターに係る使用の許可その他その管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第８条関係）　（単位：円）

使用区分	使用料					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
多目的室	1,700	2,900	3,200	4,600	6,100	7,800
冷暖房	900	1,200	900	2,400	2,400	3,600
研修室1	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,800
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
研修室2	1,000	1,800	2,000	2,800	3,800	4,800
冷暖房	600	800	600	1,600	1,600	2,400
研修室3	1,000	1,800	2,000	2,800	3,800	4,800
冷暖房	600	800	600	1,600	1,600	2,400
研修室4	900	1,500	1,800	2,400	3,300	4,200
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
研修室5	900	1,500	1,800	2,400	3,300	4,200
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800

研修室6	900	1,500	1,800	2,400	3,300	4,200
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
会議室1	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,800
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
会議室2	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,800
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
給食給水室	1,100	1,400	1,800	2,500	3,200	4,300
冷暖房	450	600	450	1,200	1,200	1,800
グラウンド	500	500	500	1,000	1,000	1,500

備考

1　使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

2　使用区分に満たない使用時間の端数は、当該使用区分とみなす。

3　使用室が２室以上にわたる場合における使用料の額は、それらの合算額とする。

議案第８号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）に基づき、(仮称)泉南市営りんくう公園の整備事業者を選定するにあたり、（仮称)泉南市営りんくう公園整備に係るＰＦＩ事業者選定委員会を設置する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第　号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

（泉南市附属機関に関する条例の一部改正）

第１条　泉南市附属機関に関する条例（昭和４６年泉南市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１泉南市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

（仮称）泉南市営りんくう公園整備に係るＰＦＩ事業者選定委員会	（仮称）泉南市営りんくう公園整備に係るＰＦＩ事業者の選定等に関する事項

（報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第２条　報酬及び費用弁償条例（昭和３１年泉南市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表プロポーザル選定委員会委員の項の次に次のように加える。

（仮称）泉南市営りんくう公園整備に係るＰＦＩ事業者選定委員会委員	日額　７，５００円

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第９号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成２８年８月３０提出

泉南市長　竹　中　勇　人

提案理由

介護保険法に基づく事業者の指定及びその更新の審査事務に係る手数料について、本市条例において定める必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第　号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例（平成１２年泉南市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表４７の項を同表第４８の項とし、同表４６の項の次に次のように加える。

４７	介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	法第７０条第１項の指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査	１件につき30,000円
		法第７０条第１項の指定居宅サービス事業者の指定の申請及び法第１１５条の２第１項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請（当該二の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合で、同時に申請を行う場合（以下、この項において「同時申請」という。）に限る。）に対する審査	１件につき35,000円
		法第７０条の２第１項の指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	１件につき10,000円
		法第７０条の２第１項の指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請及び法第１１５条の１１において準用する法第７０条の２第１項の指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（当該二の申請を同時申請する場合に限る。）	１件につき10,000円

		法第７８条の２第１項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査（事業所の所在地が本市の区域内にあるもの（以下、この項において「区域内事業者」という。）に限る。）	１件につき 30,000 円
		法第７８条の２第１項の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請及び法第１１５条の１２第１項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（区域内事業者が当該二の申請を同時申請する場合に限る。）	１件につき 35,000 円
		法第７８条の１２において準用する法第７０条の２第１項の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）	１件につき 10,000 円
		法第７８条の１２において準用する法第７０条の２第１項の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請及び法第１１５条の２１において準用する法第７０条の２第１項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（区域内事業者が当該二の申請を同時申請する場合に限る。）	１件につき 10,000 円
		法第７９条第１項の指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	１件につき 30,000 円
		法第７９条の２第１項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	１件につき 10,000 円
		法第１１５条の２第１項の指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	１件につき 30,000 円
		法第１１５条の１１において準用する法第７０条の２第１項の指定介護予防サ	１件につき

		ービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	10,000 円
		法第１１５条の１２第１項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）	１件につき 30,000 円
		法第１１５条の２１において準用する法第７０条の２第１項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（区域内事業者に限る。）	１件につき 10,000 円
		法第１１５条の２２第１項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	１件につき 30,000 円
		法第１１５条の３１において準用する法第７０条の２第１項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	１件につき 10,000 円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２条の表第４７の項の規定は、前項の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議案第１０号

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

提案理由

子どもの保健の向上に資するため、通院に係る医療費助成の対象範囲を小学４年生から中学３年生まで拡大するに当たり、所要の改正を行う必要から本条例を提案するものである。

泉南市条例第　号

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例（平成６年泉南市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項を次のように改める。

市は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法による保険給付が行われた場合に、当該保険給付に要する費用の額のうち、被保険者等負担金から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第１１号

泉南市企業誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市企業誘致促進条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

提案理由

りんくう公園の整備に伴い、企業に対するインセンティブを高めることによって宿泊事業者のりんくうタウンへの進出を促進し、当該地域をレクリエーション拠点及び観光拠点として振興を図り、ひいては本市域における交流人口の増加を目指すため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第　号

泉南市企業誘致促進条例の一部を改正する条例

泉南市企業誘致促進条例（平成１１年泉南市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「営むものをいう」を「営み、又は第三者に営ませるものであって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、その役員（同法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は泉南市暴力団排除条例（平成２５年泉南市条例第１８号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当しないものをいう」に改め、同条第２号中「）又は」を「）、」に改め、「の用に供する施設」を削り、「施設を含む。）」の次に「又は旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第２項に規定するホテル営業若しくは同条第３項に規定する旅館営業（いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び泉南市ラブホテル建築規制条例（昭和５７年泉南市条例第２号）第２条に規定する施設を除く。以下同じ。）の用に供する施設」を加える。

第４条中「、奨励金」を「奨励金」に改める。

第６条の見出し中「の方法」を「期間」に改め、同条中「当該新設に係る用地取得契約締結日前において対象企業の有する事業場が市域内に所在している場合にあっては」、「、市域内に所在していない場合にあっては４年度」及び「各年度ごとに、」を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項に規定する奨励金は、年度ごとに交付する。

第８条中「ものとする」を削り、同条に次の１項を加える。

２　対象企業は、事業場の新設及び操業等にあたっては、関係法令及び前条の規定により付された条件を遵守しなければならない。

第９条中「すでに」を「既に」に改め、同条に次の１号を加える。

⑶　対象企業が暴力団又はその役員が暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の泉南市企業誘致促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に奨励金の交付を申請した者について適用し、同日前に奨励金の交付を申請した者については、なお従前の例による。

議案第１２号

泉南市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例の制定について

泉南市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例を別紙のように定める。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

提案理由

簡易水道を上水道に統合する拡張事業の完了に伴い簡易水道事業に係る規定を整理すること並びに従前の規定の適正化を図る観点から文言等の見直しを行うため、関係条例について所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第　号

泉南市水道事業給水条例等の一部を改正する等の条例

（泉南市水道事業給水条例の一部改正）

第１条　泉南市水道事業給水条例（昭和４６年泉南市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

目次中「給水工事及び」を削り、「装置の」の次に「工事及び」を加え、「負担金及び分担金」を「加入金」に改める。

第４条第３号中「１戸」を「１個」に、「２以上」を「２戸以上」に改める。

第８条を次のように改める。

第８条　削除

第２章の章名中「給水工事及び」を削り、「装置の」の次に「工事及び」を加える。

第１０条の見出し中「工事」を「給水装置の新設等」に改め、同条第１項中「（以下「工事」という。）を」を削り、同項ただし書を削る。

第１１条第１項中「工事は」を「前条に規定する給水装置の新設等の工事（以下「工事」という。）は」に改め、「管理者又は」を削り、「基づき指定した指定」を「より指定を受けた」に、「が施行し」を「に施行させ」に改め、同条第２項中「前項の指定業者が工事を施行する場合において、当該指定業者は、当該工事の着工前に管理者が行う設計審査（材料確認を含む。）を、着工後に中間検査を、竣工後」を「指定業者は、前項の工事を施行する場合、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料確認を含む。）を受けるとともに、着工後に中間検査を受け、かつ、工事しゅん工後すみやか」に改め、同条第３項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の設計審査及び完成検査については、それぞれ手数料を徴収する。

第１２条中「指定業者が工事を施行する場合において、」及び「、当該指定業者に対し」を削り、同条を第１２条の２とし、第１１条の次に次の１条を加える。

（指定業者）

第１２条　法第１６条の２第１項の規定に基づく指定を受けようとする者は、管理者に申請しなければならない。

２　管理者は、前項による指定を行う場合は、指定証書を交付するものとする。

３　第１項の規定により指定を受けた者及び前項の指定証書の再交付を受けようとする者は、第３１条に規定するところにより手数料を納付しなければならない。

４　前３項に定めるもののほか、指定業者の指定その他必要な事項は、管理者が別に定める。

第１８条の３第１項中「法施行規則第５５条及び第５６条」を「法第３４条の２」に改める。

第２１条第１項ただし書中「又はメーター設置のない給水区域（設置等に関する条例第２条第２項に定める給水区域をいう。）」を削る。

第２２条の２第２項中「消費税相当額（同表に掲げる額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。））」を「消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の額に相当する額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）（以下「消費税等相当額」という。）」に、「加えた」を「加算した」に改める。

第２５条第１項中「消費税相当額（同表に掲げる額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。））」を「消費税等相当額」に、「加えた」を「を加算した」に改める。

第２６条第３項を削る。

第３３条中「特別の理由があるものについては、この条例によつて納付しなければならない料金、分担金、手数料、その他の費用」を「特に必要があると認める場合は、料金、加入金、手数料及びその他この条例の規定によって納付しなければならない額（以下「料金等」という。）」に改める。

第６章の章名を次のように改める。

第６章　加入金

第３４条を次のように改める。

（加入金）

第３４条　加入金は、給水装置の新設工事又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者から次の各号に定める額を徴収する。

⑴　新設工事は、メーターの口径に応じ別表第４に規定する額に消費税等相当額を加算した額

⑵　改造工事は、メーターの口径に応じ別表第４に規定する額に消費税等相当額を加算した新口径による加入金と旧口径による加入金との差額

２　加入金は、給水装置の新設工事又は改造工事の申込みの際に納付しなければならない。

３　集合住宅等で各戸にメーターを設置し、そのメーターで給水する場合の加入金は、各戸メーターの口径ごとに応じて計算した額の合計額とする。

４　既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

５　その他加入金に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第３６条及び第３７条を次のように改める。

第３６条　削除

第３７条　削除

第４１条の２第１項中「法第１６条に定めるところにより、」を削り、同条第２項中「管理者又は」を削る。

第４２条第２項を削る。

別表第１を次のように改める。

メーター使用料

メーターの口径	メーター使用料 （１箇月１個につき）
１３ミリメートル	６８円
２０ミリメートル	１００円
２５ミリメートル	１５２円
３０ミリメートル	１８９円
４０ミリメートル	２８６円
５０ミリメートル	１，２８１円
７５ミリメートル	１，７１０円
１００ミリメートル	２，４０６円
１５０ミリメートル	５，９５１円
２００ミリメートル	８，５６８円
２５０ミリメートル以上	管理者が定める

別表第２中「⑴　メーター計量制のところ」、「　　⑵　メーター設置のないところ

給水区域	料金（１戸月額）
葛畑地区簡易水道	1,173円

」、

「メーター計量制のところ」を削る。

別表第３中「新規指定」を「指定」に改め、「再開・」を削り、「日曜」を「土・日曜」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第３４条関係）

加入金

メーターの口径	加入金
１３ミリメートル	５２千円
２０ミリメートル	１３０千円
２５ミリメートル	２３４千円
３０ミリメートル	３６４千円
４０ミリメートル	７２８千円
５０ミリメートル	１，２７４千円
７５ミリメートル	３，４５８千円
１００ミリメートル	７，０９８千円
１５０ミリメートル	１９，６０４千円

２００ミリメートル	管理者が定める

（泉南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　泉南市水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年泉南市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「第４０３号」の次に「。以下「施行令」という。」を加え、同条第２項中「事業の」の次に「管理者の権限を行う」を、「市長」の次に「（以下「管理者」という。）」を加える。

第４条を次のように改める。

第４条　削除

第６条中「第４項」を「第８項」に改める。

第８条第１項中「管理者の権限を行う市長は」を「管理者は、」に改め、同条第２項第３号中「市長」を「管理者」に改め、同条第３項中「の権限を行う市長」を削る。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年泉南市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「、浄水場管理手当」を削る。

第５条の２中「住居手当は、」及び「ため」を削り、「家賃」の次に「（使用料を含む。）」を加え、「及び自ら居住する住宅を所有する世帯主である職員又は世帯主と同等の費用を負担する職員に対し」を「には」に改める。

第６条第２項中「扶養手当の支給については」を「前項の扶養親族とは、」に改め、「の各号」を削り、「扶養親族とする」を「いう」に改め、同項第２号中「２２才未満の」を「２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある」に改め、同項第３号中「満６０才」を「６０歳」に改め、同項第４号中「２２才未満の」を「２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある」に改める。

第８条の２を削る。

（泉南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正）

第４条　泉南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成２５年泉南市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を削る。

第４条第１項第１号中「第１項」及び「簡易水道以外の水道の」を削り、同条第２項を削る。

（泉南市簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の廃止）

第５条　泉南市簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例（昭和４２年泉南市条例第３号）は廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の泉南市水道事業給水条例第３４条第１項及び別表第４の規定は、前項の施行の日（以下「施行日」という。）以後の加入金について適用し、施行日の前日まで負担金及び分担金については、なお従前の例による。

議案第１３号

平成２８年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第２号）

平成２８年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２６５，１２３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２３，６５８，９８８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の補正は、「第２表　地方債補正」による。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

1.　歳　　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(9) 地方特例交付金		37,000	△2,397	34,603
	1)地方特例交付金	37,000	△2,397	34,603
(10)地方交付税		2,563,452	23,964	2,587,416
	1)地方交付税	2,563,452	23,964	2,587,416
(14)国庫支出金		4,663,699	51,019	4,714,718
	2)国庫補助金	890,789	51,019	941,808
(15)府支出金		1,784,931	△4,847	1,780,084
	2)府補助金	388,998	△4,847	384,151
(16)財産収入		11,071	2,816	13,887
	1)財産運用収入	8,315	2,816	11,131
(19)諸　収　入		170,007	18,933	188,940
	6)雑　　入	157,544	18,933	176,477
(20)市　　債		1,741,000	△60,592	1,680,408
	1)市　　債	1,741,000	△60,592	1,680,408
(21)繰　越　金			236,227	236,227

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1)繰　越　金		236,227	236,227
歳　入　合　計		23,393,865	265,123	23,658,988

2.　歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(1) 議　会　費		275,284	△4,029	271,255
	1)議　会　費	275,284	△4,029	271,255
(2) 総　務　費		2,213,513	73,349	2,286,862
	1)総務管理費	1,703,471	39,086	1,742,557
	2)徴　税　費	274,947	10,768	285,715
	3)戸籍住民基本台帳費	115,097	14,764	129,861
	4)選　挙　費	91,873	8,682	100,555
	5)統計調査費	11,467	49	11,516
(3) 民　生　費		10,966,241	△23,899	10,942,342
	1)社会福祉費	3,341,444	7,356	3,348,800
	2)児童福祉費	3,750,654	2,982	3,753,636
	3)生活保護費	2,140,327	△13,462	2,126,865
	4)国民健康保険費	871,589	△9,602	861,987
	5)介護保険費	862,227	△11,173	851,054
(4) 衛　生　費		1,941,639	△1,333	1,940,306
	1)保健衛生費	721,225	1,034	722,259

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	2)清　掃　費	1,211,964	△2,367	1,209,597
(5) 農林水産業費		151,256	14,427	165,683
	1)農　業　費	145,946	14,427	160,373
(6) 商　工　費		65,007	6,581	71,588
	1)商　工　費	65,007	6,581	71,588
(7) 土　木　費		1,810,772	3,226	1,813,998
	1)土木管理費	154,038	5,209	159,247
	2)道路橋梁費	369,221	△826	368,395
	4)都市計画費	1,145,787	△1,157	1,144,630
(9) 教　育　費		1,938,627	21,093	1,959,720
	1)教育総務費	346,066	8,537	354,603
	2)小学校費	376,949	15,807	392,756
	4)幼稚園費	420,260	△3,025	417,235
	5)社会教育費	423,974	△643	423,331
	6)保健体育費	79,040	417	79,457
(10)公　債　費		2,944,554	60,612	3,005,166
	1)公　債　費	2,944,554	60,612	3,005,166

(11)諸支出金		92,633	115,096	207,729
	1)財政調整基金費	68	57,502	57,570
	9)雑　支　出	78,009	57,594	135,603
歳　　出　　合　　計		23,393,865	265,123	23,658,988

第２表　地方債補正

１　追　　加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	その他	
	千円		年％以内		年以内	年以内			
地域子育て支援センター整備事業	6,400	普通貸借（証書借入）又は証券発行	6（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀行 その他	25	3	年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元金均等償還、又は満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。また、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	

２　変　　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		年％以内		千円		年％以内	
老人集会場整備事業	14,000	普通貸借（証書借入）又は証券発行	6（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	17,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
臨時財政対策債	970,000	〃	〃	〃	899,908	〃	〃	〃

平成２８年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第２号）事項別明細書

歳　　入

（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　　分	節 金　　額	説　　明
9 地方特例交付金		37,000	△2,397	34,603			
(1) 地方特例交付金		37,000	△2,397	34,603			
	1) 地方特例交付金	37,000	△2,397	34,603	1. 地方特例交付金	△2,397	減収補てん特例交付金
１０ 地方交付税		2,563,452	23,964	2,587,416			
(1) 地方交付税		2,563,452	23,964	2,587,416			
	1) 地方交付税	2,563,452	23,964	2,587,416	1. 地方交付税	23,964	
１４ 国庫支出金		4,663,699	51,019	4,714,718			
(2) 国庫補助金		890,789	51,019	941,808			
	1) 総務費補助金	40,607	17,563	58,170	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,556	
					2. 個人番号カード交付事業費補助金	15,007	
	2) 民生費補助金	532,618	14,792	547,410	11. 保育対策総合支援事業費補助金	150	
					12. 子ども子育て支援交付金	4,718	
					13. 介護保険事業費補助金	1,854	地域介護・福祉空間整備推進交付金

款 14 国庫支出金　　項 2 国庫補助金　　目 2 民生費補助金

款　項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
					30. 次世代育成支援対策補助金	8,070	次世代育成支援対策交付金
	5) 教育費補助金	26,503	18,664	45,167	8. 子ども子育て支援交付金	18,664	
１５ 府支出金		1,784,931	△4,847	1,780,084			
(2) 府補助金		388,998	△4,847	384,151			
	2) 民生費補助金	305,076	4,718	309,794	15. 子ども子育て支援交付金	4,718	
	8) 教育費補助金	30,845	△9,565	21,280	1. 放課後児童健全育成事業費補助金	△28,174	
					4. 放課後児童健全育成事業届出受理事務移譲交付金	△35	
					5. 放課後児童クラブ整備費補助金	△400	
					8. 子ども子育て支援交付金	18,664	
					9. 学習支援促進のためのＩＣＴ機器整備事業補助金	380	
１６ 財産収入		11,071	2,816	13,887			
(1) 財産運用収入		8,315	2,816	11,131			

	1) 利子及び配当金	2,860	2,816	5,676	1. 利子及び配当金	2,816	保有株券にかかる配当金
１９ 諸　収　入		170,007	18,933	188,940			
(6) 雑　　入		157,544	18,933	176,477			
	1) 雑　　入	157,544	2,070	159,614	12. 雑　　入	2,070	公益信託高速道路防災対策等に関する支援金 1,200 大阪府砂川厚生福祉センター体育館利用料 750 大阪府砂川厚生福祉センター体育館光熱費 120
	2) 過年度収入		16,863	16,863	1. 過年度収入	16,863	障害者自立支援給付費国庫負担金 781 生活保護費府費負担金 237 児童手当国庫負担金 197 生活保護費国庫負担金 15,648
２０ 市　　債		1,741,000	△60,592	1,680,408			
(1) 市　　債		1,741,000	△60,592	1,680,408			
	2) 民　生　債	16,900	9,500	26,400	1. 老人集会場整備事業債	3,100	
					4. 地域子育て支援センター整備事業債	6,400	
	9) 臨時財政対策債	970,000	△70,092	899,908	1. 臨時財政対策債	△70,092	
２１ 繰　越　金			236,227	236,227			
(1) 繰　越　金			236,227	236,227			
	1) 繰　越　金		236,227	236,227	1. 前年度繰越金	236,227	
歳　　入　　合　　計		23,393,865	265,123	23,658,988			

款 21 繰　越　金　　項 1 繰　越　金　　目 1 繰　越　金

歳　　出

款　1 議　会　費　　（単位：千円）

款　項　目　事業	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説　　明	補正前の額
1議　会　費	275,284	△4,029	271,255		△4,029		
(1)議　会　費	275,284	△4,029	271,255		△4,029		
1)議　会　費	275,284	△4,029	271,255		△4,029		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△1,219		24,684
				3.職員手当等	△1,994		58,118
				4.共　済　費	△816		48,322
[1]人件費事業	233,350	△4,029	229,321		△4,029		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△1,219	一般職	24,684
				3.職員手当等	△1,994	扶養手当 △234 地域手当 △88 管理職手当 △480 通勤手当 △21 児童手当 △180 期末手当 △606 勤勉手当 △385	58,118
				4.共　済　費	△816	共済組合納付金 △1,145 厚生年金保険料 212 健康保険料 117	48,322
2総　務　費	2,213,513	73,349	2,286,862	17,563	55,786		
				国庫支出金 17,563			
(1)総務管理費	1,703,471	39,086	1,742,557	2,556	36,530		
				国庫支出金 2,556			
1)一般管理費	140,338	15,251	155,589		15,251		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	9,136		37,971

				3.職員手当等 4.共　済　費	3,836 2,279		23,715 12,421
[1]人件費事業	74,107	15,251	89,358		15,251		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	9,136	一般職	37,971
				3.職員手当等	3,836	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△94 543 300 48 120 1,783 1,136	23,715
				4.共　済　費	2,279	共済組合納付金 厚生会事業補給金	2,243 36	12,421
2)人事管理費	519,857	1,694	521,551		1,694		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	△33,800 46,174 △10,680		78,881 356,939 60,920
[1]人件費事業	496,740	1,694	498,434		1,694		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△33,800	一般職	78,881
				3.職員手当等	46,174	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	△680 △2,087 768 △1,296 △773 △780 △4,535 △3,067 58,624	356,939
				4.共　済　費	△10,680	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	△9,596 △568 △168 △348	60,920
4)行政管理費	20,262	△1,068	19,194		△1,068		

款　2 総　務　費　　項　1 総務管理費　　目　4 行政管理費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△678		8,617
				3.職員手当等	△2		4,614
				4.共 済 費	△388		2,878
[1]人件費事業	16,109	△1,068	15,041		△1,068		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△678	一般職	8,617
				3.職員手当等	△2	扶養手当 312 地域手当 △22 住居手当 △324 児童手当 240 期末手当 △129 勤勉手当 △79	4,614
				4.共 済 費	△388	共済組合納付金	2,878
5)財政管理費	299,534	△2,173	297,361		△2,173		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△703		39,509
				3.職員手当等	△700		28,369
				4.共 済 費	△770		14,089
[1]人件費事業	81,967	△2,173	79,794		△2,173		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△703	一般職	39,509
				3.職員手当等	△700	扶養手当 △60 地域手当 △47 通勤手当 24 児童手当 △400 期末手当 △134 勤勉手当 △83	28,369
				4.共 済 費	△770	共済組合納付金	14,089
7)会計管理費	36,861	8,063	44,924		8,063		

				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	4,356 2,605 1,102		17,914 10,834 6,182
[1]人件費事業	34,930	8,063	42,993		8,063		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	4,356	一般職	17,914
				3.職員手当等	2,605	扶養手当 156 地域手当 271 通勤手当 429 児童手当 △100 期末手当 1,145 勤勉手当 704	10,834
				4.共　済　費	1,102	共済組合納付金	6,182
8)財産管理費	76,925	△3,791	73,134		△3,791		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	△1,824 △980 △987		17,722 12,506 6,432
[1]人件費事業	36,660	△3,791	32,869		△3,791		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△1,824	一般職	17,722
				3.職員手当等	△980	地域手当 △109 管理職手当 48 住居手当 324 通勤手当 △131 期末手当 △717 勤勉手当 △395	12,506
				4.共　済　費	△987	共済組合納付金	6,432
9)企　画　費	312,272	△4,313	307,959		△4,313		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等	△1,322 △1,527		51,107 35,384

款 2 総　務　費　　項 1 総務管理費　　目 9 企　画　費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				4.共 済 費	△1,464		16,234
[1]人件費事業	102,725	△4,313	98,412		△4,313		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△1,322	一般職	51,107
				3.職員手当等	△1,527	扶養手当 △414 地域手当 △154 管理職手当 △528 通勤手当 116 児童手当 465 期末手当 △677 勤勉手当 △335	35,384
				4.共 済 費	△1,464	共済組合納付金	16,234
10)情報管理費	151,539	3,224	154,763	2,556	668		
				国庫支出金 2,556			
				節 区 分	金 額		
				4.共 済 費 13.委 託 料	27 3,197		1,601 108,689
[1]人件費事業	9,151	27	9,178		27		
				節 区 分	金 額		
				4.共 済 費	27	共済組合納付金	1,601
[3]住民情報記録システム事業	114,667	3,197	117,864	2,556	641	総務課	
				国庫支出金 2,556 [社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,556]			

				節　区　分	金　額		
				13.委　託　料	3,197	電算システム改修委託料	101,452
12)人権推進費	71,449	22,199	93,648		22,199		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	10,872 7,969 3,358		23,567 15,130 8,079
[1]人件費事業	46,776	22,199	68,975		22,199		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	10,872	一般職	23,567
				3.職員手当等	7,969	扶養手当 881 地域手当 709 住居手当 972 通勤手当 117 児童手当 255 期末手当 3,117 勤勉手当 1,918	15,130
				4.共　済　費	3,358	共済組合納付金	8,079
(2)徴　税　費	274,947	10,768	285,715		10,768		
1)賦　課　費	178,590	△948	177,642		△948		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	1,075 △1,368 △655		54,089 34,672 18,855
[1]人件費事業	107,616	△948	106,668		△948		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	1,075	一般職	54,089
				3.職員手当等	△1,368	扶養手当 △588 地域手当 29 管理職手当 △480 住居手当 30 通勤手当 113 児童手当 240	34,672

款 2 総　務　費　　項 2 徴　税　費　　目 1 賦　課　費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
						期末手当 △469 勤勉手当 △243	
				4.共 済 費	△655	共済組合納付金 △961 厚生年金保険料 199 厚生会事業補給金 12 健康保険料 95	18,855
2)徴 収 費	95,157	11,716	106,873		11,716		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費 23.償還金、利子及び割引料	4,372 2,541 1,303 3,500		32,416 21,487 11,111 20,000
[1]人件費事業	65,014	8,216	73,230		8,216		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	4,372	一般職	32,416
				3.職員手当等	2,541	扶養手当 522 地域手当 294 管理職手当 480 住居手当 △540 通勤手当 107 児童手当 △180 期末手当 1,123 勤勉手当 735	21,487
				4.共 済 費	1,303	共済組合納付金 1,291 厚生会事業補給金 12	11,111
[2]市税徴収事務事業	29,806	3,500	33,306		3,500	税務課	
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	3,500	市税過誤納還付金及び還付加算金	20,000
(3)戸籍住民基本台帳費	115,097	14,764	129,861	15,007	△243		

				国庫支出金 15,007			
1)戸籍住民基本台帳費	115,097	14,764	129,861	15,007	△243		
				国庫支出金 15,007			
				節　区　分	金　額		
				3.職員手当等 4.共　済　費 19.負担金、補助及び交付金	△250 7 15,007		26,497 15,232 5,868
[1]人件費事業	90,284	△243	90,041		△243		
				節　区　分	金　額		
				3.職員手当等	△250	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当 △138 △8 24 △100 △17 △11	26,497
				4.共　済　費	7	厚生年金保険料 健康保険料 6 1	15,232
[2]住民登録事務事業	16,518	15,007	31,525	15,007		市民課	
				国庫支出金 15,007 [個人番号カード交付事業費補助金 15,007]			
				節　区　分	金　額		
				19.負担金、補助及び交付金	15,007	個人番号カード交付事業負担金	5,868
(4)選　挙　費	91,873	8,682	100,555		8,682		
1)選挙管理委員会費	19,877	8,682	28,559		8,682		

款 2 総　務　費　　項 4 選　挙　費　　目 1 選挙管理委員会費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費	4,910 2,359 1,413		8,825 6,090 3,035
[1]人件費事業	17,950	8,682	26,632		8,682		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	4,910	一般職	8,825
				3.職員手当等	2,359	地域手当 291 期末手当 1,280 勤勉手当 788	6,090
				4.共 済 費	1,413	共済組合納付金	3,035
(5)統計調査費	11,467	49	11,516		49		
1)統計調査総務費	7,795	49	7,844		49		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等 4.共 済 費	△78 127		2,382 1,334
[1]人件費事業	7,768	49	7,817		49		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	△78	児童手当 △100 期末手当 14 勤勉手当 8	2,382
				4.共 済 費	127	共済組合納付金	1,334
3民 生 費	10,966,241	△23,899	10,942,342	29,010	△52,909		
				国庫支出金 14,792			
				府支出金 4,718			
				市債 9,500			

(1)社会福祉費	3,341,444	7,356	3,348,800	3,100	4,256		
				市債 3,100			
1)社会福祉総務費	551,563	△243	551,320		△243		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	359 143 △745		39,463 25,386 13,212
[1]人件費事業	68,960	△790	68,170		△790		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△171	一般職	34,190
				3.職員手当等	126	扶養手当 150 通勤手当 △105 児童手当 95 期末手当 △9 勤勉手当 △5	22,633
				4.共　済　費	△745	共済組合納付金	12,137
[13]臨時福祉給付金給付事業	70,348	△49	70,299		△49		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	10	任期付職員	2,249
				3.職員手当等	△59	地域手当 1 通勤手当 △60	1,032
[14]低所得高齢者給付金給付事業	236,311	314	236,625		314		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	296	任期付職員	1,512
				3.職員手当等	18	地域手当	965
[15]低所得障害遺族基礎年金受給者給付金給付事業	78,255	282	78,537		282		

款 3 民　生　費　　項 1 社会福祉費　　目 1 社会福祉総務費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	224	任期付職員	1,512
				3.職員手当等	58	地域手当 14 通勤手当 44	756
6)総合福祉センター費	85,375	616	85,991		616		
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	616		594
[4]維持管理事業	621	616	1,237		616	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	616	修繕料	571
8)障害福祉費	1,497,309	△3,212	1,494,097		△3,212		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費	△659 △1,647 △906		43,280 27,207 14,478
[1]人件費事業	84,656	△3,212	81,444		△3,212		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△659	一般職	43,280
				3.職員手当等	△1,647	扶養手当 △468 地域手当 △64 通勤手当 △23 児童手当 △580 期末手当 △328 勤勉手当 △184	26,898
				4.共 済 費	△906	共済組合納付金 △898 健康保険料 △8	14,478
9)老人福祉費	102,139	△1,532	100,607		△1,532		

				節　区　分	金　額		
				2. 給　料 3. 職員手当等	△602 △930		13,333 9,438
[1]人件費事業	27,539	△1,532	26,007		△1,532		
				節　区　分	金　額		
				2. 給　料	△602	一般職	13,333
				3. 職員手当等	△930	扶養手当 △198 地域手当 △48 住居手当 △324 通勤手当 △147 児童手当 120 期末手当 △206 勤勉手当 △127	9,438
12)老人集会場費	33,888	4,044	37,932	3,100	944		
				市債 3,100			
				節　区　分	金　額		
				11. 需　用　費 15. 工事請負費	912 3,132		12,921 14,000
[1]老人集会場維持管理事業	17,968	912	18,880		912	長寿社会推進課	
				節　区　分	金　額		
				11. 需　用　費	912	修繕料	12,921
[2]老人集会場改修事業	15,920	3,132	19,052	3,100	32	長寿社会推進課	
				市債 3,100 [老人集会場整備事業債 3,100]			
				節　区　分	金　額		
				15. 工事請負費	3,132		14,000

款　3 民　生　費　　項　1 社会福祉費　　目 12 老人集会場費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
15)後期高齢者医療費	812,777	7,683	820,460		7,683		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	7,683		164,432
[1]後期高齢者医療事業特別会計繰出金事業	164,432	7,683	172,115		7,683	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	7,683	後期高齢者医療事業特別会計への繰出金	164,432
(2)児童福祉費	3,750,654	2,982	3,753,636	24,056	△21,074		
				国庫支出金 12,938			
				府支出金 4,718			
				市債 6,400			
1)児童福祉総務費	1,259,832	△3,302	1,256,530		△3,302		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△1,351		10,910
				3.職員手当等	△1,229		5,790
				4.共 済 費	△722		3,730
[1]人件費事業	20,430	△3,302	17,128		△3,302		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△1,351	一般職	10,910
				3.職員手当等	△1,229	扶養手当 △18 地域手当 △82 通勤手当 24 児童手当 △240 期末手当 △594 勤勉手当 △319	5,790

				4.共　済　費	△722	共済組合納付金	3,730
2)子ども医療助成費	125,757	5,112	130,869		5,112		
				節　区　分	金　額		
				7.賃　金 12.役　務　費 13.委　託　料	440 1,108 3,564		 5,070 751
[1]子ども医療助成事業	125,757	5,112	130,869		5,112	生活福祉課	
				節　区　分	金　額		
				7.賃　金	440	アルバイト賃金	
				12.役　務　費	1,108	郵便料	5,070
				13.委　託　料	3,564	電算運営業務委託料	751
5)保育子育て支援費	97,336	△1,904	95,432		△1,904		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	△716 △130 △1,058		45,057 27,257 14,844
[1]人件費事業	87,158	△1,904	85,254		△1,904		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△716	一般職	45,057
				3.職員手当等	△130	扶養手当 △156 地域手当 △50 管理職手当 528 通勤手当 190 児童手当 △240 期末手当 △262 勤勉手当 △140	27,257
				4.共　済　費	△1,058	共済組合納付金 △1,041 健康保険料 △17	14,844
6)保育教育支援費	1,285,508	4,164	1,289,672	6,594	△2,430		

款　3 民　生　費　　項　2 児童福祉費　　目　6 保育教育支援費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				国庫支出金 3,372			
				府支出金 3,222			
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費 13.委 託 料 18.備品購入費	1,116 △760 △1,812 5,360 260		115,441 57,163 36,331 163,368 324
[1]人件費事業	208,935	△1,456	207,479	2,872	△4,328		
				国庫支出金 1,436 [子ども子育て支援交付金 1,436]			
				府支出金 1,436 [子ども子育て支援交付金 1,436]			
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,116	一般職	115,441
				3.職員手当等	△760	扶養手当 △528 地域手当 154 通勤手当 △307 児童手当 △100 勤勉手当 21	57,163
				4.共 済 費	△1,812	共済組合納付金 △2,198 厚生年金保険料 240 厚生会事業補給金 12 健康保険料 134	36,331
[2]保育所事業	141,297	4,440	145,737	2,947	1,493	保育子育て支援課	

				国庫支出金 1,511 ［保育対策総合支援事業費補助金 75］ ［子ども子育て支援交付金 1,436］			
				府支出金 1,436 ［子ども子育て支援交付金 1,436］			
				節　区　分	金　額		
				13.委　託　料	4,310	保育所指定管理料	140,175
				18.備品購入費	130	器具購入費	
［ 3］認定こども園事業	67,398	130	67,528	75	55	保育子育て支援課	
				国庫支出金 75 ［保育対策総合支援事業費補助金 75］			
				節　区　分	金　額		
				18.備品購入費	130	器具購入費	324
［ 4］民間保育所等支援事業	867,878	1,050	868,928	700	350	保育子育て支援課	
				国庫支出金 350 ［子ども子育て支援交付金 350］			
				府支出金 350			

款　3 民　生　費　　項　2 児童福祉費　　目　6 保育教育支援費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				［子ども子育て支援交付金 350］			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	1,050	地域子育て支援センター委託料	22,359
7)子ども総合支援センター費	231,268	△13,751	217,517	2,536	△16,287		
				国庫支出金 1,268			
				府支出金 1,268			
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費	△5,591 △4,667 △3,493		90,212 41,003 25,517
［ 1］人件費事業	156,732	△13,751	142,981	2,536	△16,287		
				国庫支出金 1,268 ［子ども子育て支援交付金 1,268］			
				府支出金 1,268 ［子ども子育て支援交付金 1,268］			
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△5,591	一般職	90,212
				3.職員手当等	△4,667	扶養手当 △354 地域手当 △355 住居手当 △324 通勤手当 △253	41,003

						児童手当 △50 期末手当 △2,052 勤勉手当 △1,279	
				4.共　済　費	△3,493	共済組合納付金	25,517
8)地域子育て支援センター事業費	54,499	12,663	67,162	14,926	△2,263		
				国庫支出金 8,298			
				府支出金 228			
				市債 6,400			
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費 15.工事請負費	△1,409 △1,378 △690 16,140		21,307 11,900 7,086
[1]人件費事業	40,293	△3,477	36,816	456	△3,933		
				国庫支出金 228 [子ども子育て支援交付金 228]			
				府支出金 228 [子ども子育て支援交付金 228]			
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△1,409	一般職	21,307
				3.職員手当等	△1,378	扶養手当 △58 地域手当 △88 通勤手当 △60 期末手当 △690 勤勉手当 △482	11,900

款　3 民　生　費　　項　2 児童福祉費　　目　8 地域子育て支援センター事業費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				4.共 済 費	△690	共済組合納付金	7,086
[2]地域子育て支援拠点事業	9,984	16,140	26,124	14,470	1,670	保育子育て支援課	
				国庫支出金 8,070 [次世代育成支援対策交付金 8,070]			
				市債 6,400 [地域子育て支援センター整備事業債 6,400]			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	16,140		
(3)生活保護費	2,140,327	△13,462	2,126,865		△13,462		
1)生活保護費	2,140,327	△13,462	2,126,865		△13,462		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費	△6,271 △4,633 △2,558		50,051 28,463 15,440
[1]人件費事業	93,954	△13,462	80,492		△13,462		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△6,271	一般職	50,051
				3.職員手当等	△4,633	扶養手当 △78 地域手当 △381 管理職手当 △480 住居手当 △297 通勤手当 △310 期末手当 △1,958	28,463

						勤勉手当 △1,129	
				4.共　済　費	△2,558	共済組合納付金 △2,478 健康保険料 △80	15,440
(4)国民健康保険費	871,589	△9,602	861,987		△9,602		
1)国民健康保険費	871,589	△9,602	861,987		△9,602		
				節　区　分	金　額		
				28.繰　出　金	△9,602		871,589
[1]国民健康保険特別会計繰出金事業	871,589	△9,602	861,987		△9,602	保険年金課	
				節　区　分	金　額		
				28.繰　出　金	△9,602	国民健康保険事業特別会計への繰出金	871,589
(5)介護保険費	862,227	△11,173	851,054	1,854	△13,027		
				国庫支出金 1,854			
1)介護保険費	862,227	△11,173	851,054	1,854	△13,027		
				国庫支出金 1,854			
				節　区　分	金　額		
				19.負担金、補助及び交付金 28.繰　出　金	1,854 △13,027		41,965 820,259
[1]介護保険事業特別会計繰出金事業	820,259	△13,027	807,232		△13,027	長寿社会推進課	
				節　区　分	金　額		
				28.繰　出　金	△13,027	介護保険事業特別会計への繰出金	820,259
[3]介護保険施設整備事業	41,685	1,854	43,539	1,854		長寿社会推進課	
				国庫支出金 1,854			

款 3 民　生　費　　項 5 介護保険費　　目 1 介護保険費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				[地域介護・福祉空間整備推進交付金 1,854]			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び交付金	1,854	介護ロボット等導入支援特別事業補助金	41,685
4衛 生 費	1,941,639	△1,333	1,940,306		△1,333		
(1)保健衛生費	721,225	1,034	722,259		1,034		
1)保健センター費	103,254	△2,753	100,501		△2,753		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△533		48,239
				3.職員手当等	△1,136		27,833
				4.共 済 費	△1,084		16,667
[1]人件費事業	92,739	△2,753	89,986		△2,753		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△533	一般職	48,239
				3.職員手当等	△1,136	扶養手当 △144 地域手当 △41 住居手当 △324 通勤手当 12 期末手当 △346 勤勉手当 △293	27,833
				4.共 済 費	△1,084	共済組合納付金 △1,078 健康保険料 △6	16,667
4)予防対策費	132,968	3,787	136,755		3,787		
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	56		2,410
				12.役 務 費	11		428
				13.委 託 料	3,720		128,353
[1]予防接種事業	132,245	3,787	136,032		3,787	保健推進課	

				節　区　分	金　額		
				11.需　用　費	56	消耗品費 印刷製本費	17 39	2,170
				12.役　務　費	11	郵便料		255
				13.委　託　料	3,720	電算委託料 B型肝炎予防接種委託料	44 3,676	128,140
(2)清　掃　費	1,211,964	△2,367	1,209,597		△2,367			
1)清掃総務費	56,130	227	56,357		227			
				節　区　分	金　額			
				2.給　料 3.職員手当等	77 150			26,497 15,813
[1]人件費事業	51,475	227	51,702		227			
				節　区　分	金　額			
				2.給　料	77	一般職		26,497
				3.職員手当等	150	扶養手当 地域手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当	18 5 96 19 12	15,813
2)塵芥処理費	956,084	△2,594	953,490		△2,594			
				節　区　分	金　額			
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	△151 △606 △1,837			127,353 80,909 43,327
[1]人件費事業	251,739	△2,594	249,145		△2,594			
				節　区　分	金　額			
				2.給　料	△151	一般職		127,353
				3.職員手当等	△606	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当	△138 △4 △74 △155 △164	80,909

款　4 衛　生　費　　項　2 清　掃　費　　目　2 塵芥処理費

款 4 衛 生 費　　項 2 清 掃 費　　目 2 塵芥処理費　　(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
						勤勉手当 △71	
				4.共 済 費	△1,837	共済組合納付金	43,327
5農林水産業費	151,256	14,427	165,683	1,200	13,227		
				諸収入 1,200			
(1)農 業 費	145,946	14,427	160,373	1,200	13,227		
				諸収入 1,200			
1)農業委員会費	27,100	10,327	37,427		10,327		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	5,825		11,013
				3.職員手当等	2,882		6,296
				4.共 済 費	1,620		3,695
[1]人件費事業	24,835	10,327	35,162		10,327		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	5,825	一般職	11,013
				3.職員手当等	2,882	扶養手当 156 地域手当 359 通勤手当 50 児童手当 240 期末手当 1,292 勤勉手当 785	6,296
				4.共 済 費	1,620	共済組合納付金 1,348 厚生年金保険料 173 厚生会事業補給金 12 健康保険料 87	3,695
4)農 地 費	16,647	4,100	20,747	1,200	2,900		
				諸収入 1,200			

				節　区　分	金　額		
				13.委　託　料	4,100		1,030
[21]農業水路等維持管理事業		4,100	4,100	1,200	2,900	産業観光課	
				諸収入 1,200 [公益信託高速道路防災対策等に関する支援金 1,200]			
				節　区　分	金　額		
				13.委　託　料	4,100	跨道橋保守点検委託料	
6商　工　費	65,007	6,581	71,588		6,581		
(1)商　工　費	65,007	6,581	71,588		6,581		
1)商工総務費	39,968	6,581	46,549		6,581		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	3,871 2,021 689		20,781 12,117 7,070
[1]人件費事業	39,968	6,581	46,549		6,581		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	3,871	一般職	20,781
				3.職員手当等	2,021	扶養手当 432 地域手当 258 通勤手当 44 児童手当 △100 期末手当 870 勤勉手当 517	12,117
				4.共　済　費	689	共済組合納付金 272 厚生年金保険料 247 厚生会事業補給金 12 健康保険料 158	7,070
7土　木　費	1,810,772	3,226	1,813,998		3,226		

款　7 土　木　費

款 7 土 木 費　　項 1 土木管理費　　(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
(1)土木管理費	154,038	5,209	159,247		5,209		
1)土木総務費	154,038	5,209	159,247		5,209		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	3,411		75,108
				3.職員手当等	1,771		49,957
				4.共 済 費	27		26,714
[1]人件費事業	151,779	5,209	156,988		5,209		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	3,411	一般職	75,108
				3.職員手当等	1,771	扶養手当 210 地域手当 217 管理職手当 △192 住居手当 △324 通勤手当 △218 児童手当 260 期末手当 1,040 勤勉手当 778	49,957
				4.共 済 費	27	厚生会事業補給金 12 健康保険料 15	26,714
(2)道路橋梁費	369,221	△826	368,395		△826		
1)道路橋梁総務費	29,788	△630	29,158		△630		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	△630		9,067
[1]人件費事業	29,278	△630	28,648		△630		
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	△630	住居手当 △324 期末手当 △206 勤勉手当 △100	9,067
2)交通安全対策費	106,355	△196	106,159		△196		

				節　区　分	金　額		
				3.職員手当等	△196		2,866
[1]人件費事業	9,170	△196	8,974		△196		
				節　区　分	金　額		
				3.職員手当等	△196	扶養手当 △130 地域手当 △8 期末手当 △36 勤勉手当 △22	2,866
(4)都市計画費	1,145,787	△1,157	1,144,630		△1,157		
1)都市計画総務費	56,250	6,354	62,604		6,354		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	3,689 2,168 497		24,358 17,092 9,580
[1]人件費事業	51,030	6,354	57,384		6,354		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	3,689	一般職	24,358
				3.職員手当等	2,168	扶養手当 312 地域手当 240 管理職手当 48 住居手当 123 通勤手当 149 期末手当 772 勤勉手当 524	17,092
				4.共　済　費	497	共済組合納付金 485 厚生会事業補給金 12	9,580
2)公園管理費	54,372	87	54,459		87		
				節　区　分	金　額		
				1.報　酬 9.旅　費	75 12		31
[2]公園緑地等維持管理事業	53,449	87	53,536		87	住宅公園課	

款 7 土　木　費　　項 4 都市計画費　　目 2 公園管理費

款 7 土 木 費　　項 4 都市計画費　　目 2 公園管理費　　(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				1.報 酬	75	委員報酬	
				9.旅 費	12	費用弁償	31
3)公共下水道費	769,087	△7,598	761,489		△7,598		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	△7,598		769,087
[1]下水道事業特別会計繰出金事業	769,087	△7,598	761,489		△7,598	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	△7,598	下水道事業特別会計への繰出金	769,087
9教 育 費	1,938,627	21,093	1,959,720	9,969	11,124		
				国庫支出金 18,664			
				府支出金 △9,565			
				諸収入 870			
(1)教育総務費	346,066	8,537	354,603	380	8,157		
				府支出金 380			
2)事務局費	187,687	8,600	196,287		8,600		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費	6,088 1,786 726		92,861 60,311 32,173
[1]人件費事業	185,345	8,600	193,945		8,600		

				節　区　分	金　額		
				2.給　料	6,088	一般職	92,861
				3.職員手当等	1,786	扶養手当 △146 地域手当 351 通勤手当 △58 児童手当 △240 期末手当 1,041 勤勉手当 790 単身赴任手当 48	60,311
				4.共　済　費	726	共済組合納付金 △14 厚生年金保険料 452 厚生会事業補給金 24 健康保険料 264	32,173
3)指　導　費	87,523	380	87,903	380			
				府支出金 380			
				節　区　分	金　額		
				18.備品購入費	380		500
[6]教育推進事業	14,358	380	14,738	380		指導課	
				府支出金 380 [学習支援促進のためのＩＣＴ機器整備事業補助金 380]			
				節　区　分	金　額		
				18.備品購入費	380	学校備品購入費	
5)人権教育推進費	34,689	△443	34,246		△443		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	△117 △84 △242		14,131 9,706 5,042
[1]人件費事業	28,879	△443	28,436		△443		

款 9 教　育　費　　項 1 教育総務費　　目 5 人権教育推進費

款 9 教 育 費　　項 1 教育総務費　　目 5 人権教育推進費　　(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△117	一般職	14,131
				3.職員手当等	△84	地域手当 △7 通勤手当 △27 期末手当 △31 勤勉手当 △19	9,706
				4.共 済 費	△242	共済組合納付金	5,042
(2)小学校費	376,949	15,807	392,756		15,807		
1)学校管理費	140,997	△2,589	138,408		△2,589		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費	△1,122 △975 △492		16,839 9,928 5,747
[1]人件費事業	32,514	△2,589	29,925		△2,589		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△1,122	一般職	16,839
				3.職員手当等	△975	地域手当 △67 通勤手当 △21 児童手当 △50 期末手当 △507 勤勉手当 △330	9,928
				4.共 済 費	△492	共済組合納付金	5,747
4)学校給食センター費	140,128	18,396	158,524		18,396		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料 3.職員手当等 4.共 済 費	9,353 6,098 2,945		6,391 3,060 1,971
[1]人件費事業	11,445	18,396	29,841		18,396		

				節　区　分	金　額		
				2.給　料	9,353	一般職	6,391
				3.職員手当等	6,098	扶養手当 546 地域手当 594 管理職手当 576 通勤手当 24 児童手当 420 期末手当 2,431 勤勉手当 1,507	3,060
				4.共　済　費	2,945	共済組合納付金 2,921 厚生会事業補給金 24	1,971
(4)幼稚園費	420,260	△3,025	417,235		△3,025		
1)幼稚園費	305,452	△3,025	302,427		△3,025		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	△2,553 △789 317		169,304 74,834 44,123
[1]人件費事業	288,261	△3,025	285,236		△3,025		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△2,553	一般職	169,304
				3.職員手当等	△789	地域手当 △153 通勤手当 120 期末手当 △587 勤勉手当 △169	74,834
				4.共　済　費	317	共済組合納付金 77 厚生年金保険料 240	44,123
(5)社会教育費	423,974	△643	423,331	8,719	△9,362		
				国庫支出金 18,664			
				府支出金 △9,945			
1)社会教育総務費	54,839	3,317	58,156		3,317		

款 9 教　育　費　　項 5 社会教育費　　目 1 社会教育総務費

款 9 教 育 費　　項 5 社会教育費　　目 1 社会教育総務費　　(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,237		27,041
				3.職員手当等	1,543		17,070
				4.共 済 費	537		9,454
[1]人件費事業	53,565	3,317	56,882		3,317		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	1,237	一般職	27,041
				3.職員手当等	1,543	扶養手当 227 地域手当 88 管理職手当 480 住居手当 216 通勤手当 408 期末手当 90 勤勉手当 34	17,070
				4.共 済 費	537	共済組合納付金 525 厚生会事業補給金 12	9,454
5)青少年センター費	53,407	△826	52,581		△826		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	245		22,002
				3.職員手当等	△536		14,350
				4.共 済 費	△535		7,773
[1]人件費事業	44,125	△826	43,299		△826		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	245	一般職	22,002
				3.職員手当等	△536	扶養手当 △132 地域手当 7 住居手当 △324 通勤手当 93 児童手当 △180	14,350
				4.共 済 費	△535	共済組合納付金	7,773

7)留守家庭児童会費	75,001	△898	74,103	8,719	△9,617		
				国庫支出金 18,664			
				府支出金 △9,945			
				節　区　分	金　額		
				3.職員手当等 4.共　済　費	△617 △281		10,953 7,339
[1]人件費事業	52,034	△898	51,136	△1,283	385		
				国庫支出金 2,655 [子ども子育て支援交付金 2,655]			
				府支出金 △3,938 [放課後児童健全育成事業費補助金 △6,593] [子ども子育て支援交付金 2,655]			
				節　区　分	金　額		
				3.職員手当等	△617	通勤手当 △45 期末手当 △419 勤勉手当 △153	9,967
				4.共　済　費	△281	厚生年金保険料 △78 健康保険料 △203	7,339
[2]留守家庭児童会運営事業	22,967	0	22,967	10,002	△10,002		
				国庫支出金 16,009			

款 9 教　育　費　　項 5 社会教育費　　目 7 留守家庭児童会費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				[子ども子育て支援交付金 16,009]			
				府支出金 △6,007 [放課後児童健全育成事業費補助金 △21,581] [放課後児童健全育成事業届出受理事務移譲交付金 △35] [放課後児童クラブ整備費補助金 △400] [子ども子育て支援交付金 16,009]			
9)公民館費	66,347	△1,821	64,526		△1,821		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△959		24,560
				3.職員手当等	△158		12,146
				4.共 済 費	△704		7,590
[1]人件費事業	44,296	△1,821	42,475		△1,821		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△959	一般職	24,560
				3.職員手当等	△158	扶養手当 156 地域手当 △48 通勤手当 △74 児童手当 120 期末手当 △200 勤勉手当 △112	12,146
				4.共 済 費	△704	共済組合納付金 △552 厚生年金保険料 △76	7,590

						健康保険料 △76	
11)文化財保護費	34,050	△415	33,635		△415		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料 3.職員手当等 4.共　済　費	△180 228 △463		13,389 9,568 5,041
[1]人件費事業	27,987	△415	27,572		△415		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△180	一般職	13,389
				3.職員手当等	228	扶養手当 △60 地域手当 △15 住居手当 324 通勤手当 △224 児童手当 300 期末手当 △60 勤勉手当 △37	9,568
				4.共　済　費	△463	共済組合納付金	5,030
(6)保健体育費	79,040	417	79,457	870	△453		
				諸収入 870			
1)保健体育総務費	13,046	△453	12,593		△453		
				節　区　分	金　額		
				3.職員手当等 4.共　済　費	△328 △125		4,094 2,085
[1]人件費事業	12,504	△453	12,051		△453		
				節　区　分	金　額		
				3.職員手当等	△328	扶養手当 △156 地域手当 △9 期末手当 △36 勤勉手当 △127	4,094
				4.共　済　費	△125	共済組合納付金	2,085
2)保健体育推進費	7,868	870	8,738	870			

款 9 教　育　費　　項 6 保健体育費　　目 2 保健体育推進費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				諸収入 870			
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費 14.使用料及び賃借料	120 750		11
[6]泉南市スポーツ推進事業		870	870	870		生涯学習課	
				諸収入 870 [大阪府砂川厚生福祉センター体育館利用料 750] [大阪府砂川厚生福祉センター体育館光熱費 120]			
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	120	光熱水費	
				14.使用料及び賃借料	750	会場使用料	
１０公 債 費	2,944,554	60,612	3,005,166		60,612		
(1)公 債 費	2,944,554	60,612	3,005,166		60,612		
1)元 金	2,587,077	60,612	2,647,689		60,612		
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び割引料	60,612		2,587,077
[1]市債管理事業（元金）	2,587,077	60,612	2,647,689		60,612	財政課	

				23.償還金、利子及び割引料	60,612	市債元金償還金	2,587,077
1 1諸支出金	92,633	115,096	207,729		115,096		
(1)財政調整基金費	68	57,502	57,570		57,502		
1)財政調整基金費	68	57,502	57,570		57,502		
				節　区　分	金　額		
				25.積　立　金	57,502		68
[1]財政調整基金事業	68	57,502	57,570		57,502	財政課	
				節　区　分	金　額		
				25.積　立　金	57,502		68
(9)雑　支　出	78,009	57,594	135,603		57,594		
2)返　還　金		57,594	57,594		57,594		
				節　区　分	金　額		
				23.償還金、利子及び割引料	57,594		
[1]国支出金・府支出金返還金事業		57,594	57,594		57,594	保健推進課・保育子育て支援課	
				節　区　分	金　額		
				23.償還金、利子及び割引料	57,594	保健推進課 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 128 がん検診推進事業国庫負担金返還金 157 保育子育て支援課 障害児施設措置費国庫負担金返還金 2,864 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 2,105 次世代育成支援対策補助金返還金 691 生活福祉課 児童入所施設措置費等国庫負担金返還金 665 児童入所施設措置費等府費負担金返還金 333 生活保護費国庫負担金返還金 1,873 児童扶養手当国庫負担金返還金 40 セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金 2,989 臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金返還金 1,235 臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金返還金 2,274	

款 11 諸支出金　　項 9 雑　支　出　　目 2 返　還　金

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
						子育て世帯臨時特例給付金事務費国庫補助金返還金 2,540 子育て世帯臨時特例給付金事業費国庫補助金返還金 2,772 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金184 未熟児養育医療費等国庫負担金返還金 114 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 3 自立相談支援事業費国庫負担金返還金 3,281 住居確保給付金事業費国庫負担金返還金 1,483 就労準備支援事業費国庫補助金返還金 2,956 一時生活支援事業費国庫補助金返還金 77 学習支援事業費国庫補助金返還金 443 長寿社会推進課 低所得者保険料軽減国庫負担金返還金 14 低所得者保険料軽減府費負担金返還金 6 障害福祉課 自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金 9,126 障害者医療費国庫負担金返還金 19,223 学務課 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 18	
歳 出 合 計	23,393,865	265,123	23,658,988	57,742	207,381		
				国庫支出金 51,019			
				府支出金 △4,847			
				諸収入 2,070			
				市債 9,500			

給　与　費　明　細　書

1．特別職

区分		職員数	給与費						共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の手当	計			
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	長　等	3	0	24,453	10,239	1,468	454	36,614	6,779	43,393	その他の手当 通勤手当　334千円 児童手当　120千円
	議　員	18	102,226	0	40,438	0	0	142,664	39,545	182,209	
	その他の特別職	806	67,630	0	0	0	0	67,630	0	67,630	
	計	827	169,856	24,453	50,677	1,468	454	246,908	46,324	293,232	
補正前	長　等	3	0	24,453	10,239	1,468	384	36,544	7,240	43,784	その他の手当 通勤手当　384千円
	議　員	18	102,226	0	40,438	0	0	142,664	39,545	182,209	
	その他の特別職	801	67,555	0	0	0	0	67,555	0	67,555	
	計	822	169,781	24,453	50,677	1,468	384	246,763	46,785	293,548	
比　較	長　等	0	0	0	0	0	70	70	△ 461	△ 391	
	議　員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	5	75	0	0	0	0	75	0	75	
	計	5	75	0	0	0	70	145	△ 461	△ 316	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給与費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 489	千円 1,751,513	千円 1,416,173	千円 3,167,686	千円 585,570	千円 3,753,256	
補正前	484	1,743,281	1,360,297	3,103,578	601,642	3,705,220	
比 較	5	8,232	55,876	64,108	△ 16,072	48,036	

	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当
職員手当等の内訳	補正後	千円 56,064	千円 108,540	千円 41,232	千円 12,167	千円 78,888	千円 2,562	千円 30,428	千円 6,441	千円 24,240
	補正前	56,958	108,032	40,368	14,279	78,888	2,562	31,173	6,441	25,260
	比 較	△ 894	508	864	△ 2,112	0	0	△ 745	0	△ 1,020

	区 分	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	千円 648	千円 422,787	千円 257,710	千円 374,466
	補正前	600	422,745	257,149	315,842
	比 較	48	42	561	58,624

(2)給料及び職員手当等の増額の明細

区　分	増減額	増減事由別明細		説　　明	備　　考
	千円		千円		職員の異動状況　一般職員　任期付職員　計
給　料	8,232	人事異動に伴う増減分	8,232	人事異動による増減	補正後　370人　119人　489人 補正前　371人　113人　484人 比　較　△1人　6人　5人
職員手当等	千円 55,876	人事異動等に伴う増減分 退職者の増加に伴う増額分	千円 △ 2,748 58,624	人事異動等による増減 早期退職者及び自己都合退職者の増加	扶養手当　△ 894 千円 地域手当　508 千円 管理職手当　864 千円 住居手当　△ 2,112 千円 通勤手当　△ 745 千円 児童手当　△ 1,020 千円 単身赴任手当　48 千円 期末手当　42 千円 勤勉手当　561 千円 退職手当　58,624 千円

地方債現在高の補正調書

（単位：千円）

区分	補正前の額					補正後の額				
	前年度末現在高見込額	当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	当該年度中利子償還見込額	当該年度末現在高見込額	前年度末現在高見込額	当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	当該年度中利子償還見込額	当該年度末現在高見込額
1. 普通債	14,729,131	444,100	1,404,074	212,547	13,769,157	14,654,038	496,900	1,464,686	212,547	13,686,252
(1) 土木	4,551,853	189,200	575,917	107,111	4,165,136	4,539,960	189,200	631,935	107,111	4,097,225
(2) 農林水産	223,148	24,100	83,825	3,136	163,423	225,747	27,600	83,825	3,136	169,522
(3) 教育	1,447,422	53,300	121,957	18,851	1,378,765	1,440,923	58,900	126,551	18,851	1,373,272
(4) 公営住宅	498,952	18,500	52,380	10,417	465,072	495,052	18,500	52,380	10,417	461,172
(5) 民生	345,793	16,900	23,141	4,383	339,552	310,393	26,400	23,141	4,383	313,652
(6) 衛生	876,533	138,400	67,046	12,715	947,887	864,833	141,000	67,046	12,715	938,787
(7) 総務	6,563,094	1,000	436,264	53,222	6,127,830	6,555,094	32,600	436,264	53,222	6,151,430
(8) 消防	222,336	2,700	43,544	2,712	181,492	222,036	2,700	43,544	2,712	181,192
2. 災害復旧費	87,795	39,700	2,314	1,048	125,181	78,195	39,700	2,314	1,048	115,581
(1) 土木	87,795	39,700	2,314	1,048	125,181	78,195	39,700	2,314	1,048	115,581
3. 一般会計出資債	173,499		10,498	4,037	163,001	173,499		10,498	4,037	163,001
(1) 一般会計出資債	173,499		10,498	4,037	163,001	173,499		10,498	4,037	163,001
4. 住民税等減税補てん債	337,271		60,467	3,894	276,804	337,069		60,467	3,894	276,602
(1) 住民税等減税補てん債	337,271		60,467	3,894	276,804	337,069		60,467	3,894	276,602
5. 臨時税収補てん債	37,553		23,817	737	13,736	37,553		23,817	737	13,736
(1) 臨時税収補てん債	37,553		23,817	737	13,736	37,553		23,817	737	13,736
6. 臨時財政対策債	10,730,248	1,257,200	851,367	108,437	11,136,081	10,709,096	1,187,108	851,367	108,437	11,044,837
(1) 臨時財政対策債	10,730,248	1,257,200	851,367	108,437	11,136,081	10,709,096	1,187,108	851,367	108,437	11,044,837
7. 退職手当債	1,091,980		234,540	16,777	857,440	1,091,980		234,540	16,777	857,440
(1) 退職手当債	1,091,980		234,540	16,777	857,440	1,091,980		234,540	16,777	857,440
計	27,187,477	1,741,000	2,587,077	347,477	26,341,400	27,081,430	1,723,708	2,647,689	347,477	26,157,449

参　考

款　別　現　計　予　算　表

1．歳　　入

（単位：千円・％）

款	現計予算額	今回予算額	計	比　率
(1) 市　　税	8,751,270		8,751,270	37.0
(2) 地方譲与税	142,900		142,900	0.6
(3) 利子割交付金	18,100		18,100	0.1
(4) 配当割交付金	74,100		74,100	0.3
(5) 株式等譲渡所得割交付金	52,300		52,300	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,208,400		1,208,400	5.1
(7) ゴルフ場利用税交付金	44,600		44,600	0.2
(8) 自動車取得税交付金	31,400		31,400	0.1
(9) 地方特例交付金	37,000	△2,397	34,603	0.2
(10) 地方交付税	2,563,452	23,964	2,587,416	10.9
(11) 交通安全対策特別交付金	11,352		11,352	0.1
(12) 分担金及び負担金	336,297		336,297	1.4
(13) 使用料及び手数料	377,416		377,416	1.6
(14) 国庫支出金	4,663,699	51,019	4,714,718	19.9
(15) 府支出金	1,784,931	△4,847	1,780,084	7.5
(16) 財産収入	11,071	2,816	13,887	0.1
(17) 寄　附　金	9,550		9,550	―
(18) 繰　入　金	1,365,020		1,365,020	5.8
(19) 諸　収　入	170,007	18,933	188,940	0.8
(20) 市　　債	1,741,000	△60,592	1,680,408	7.1
(21) 繰　越　金		236,227	236,227	1.0

（単位：千円・％）

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	23,393,865	265,123	23,658,988	100.0

2．歳　　出

（単位：千円・％）

款	現計予算額	今回予算額	計	比　率
(1) 議　会　費	275,284	△4,029	271,255	1.1
(2) 総　務　費	2,213,513	73,349	2,286,862	9.7
(3) 民　生　費	10,966,241	△23,899	10,942,342	46.2
(4) 衛　生　費	1,941,639	△1,333	1,940,306	8.2
(5) 農林水産業費	151,256	14,427	165,683	0.7
(6) 商　工　費	65,007	6,581	71,588	0.3
(7) 土　木　費	1,810,772	3,226	1,813,998	7.7
(8) 消　防　費	870,704		870,704	3.7
(9) 教　育　費	1,938,627	21,093	1,959,720	8.3
(10) 公　債　費	2,944,554	60,612	3,005,166	12.7
(11) 諸支出金	92,633	115,096	207,729	0.9
(12) 災害復旧費	103,635		103,635	0.4
(13) 予　備　費	20,000		20,000	0.1
歳　出　合　計	23,393,865	265,123	23,658,988	100.0

議案第１４号

平成２８年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１０，１６９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，４５７，０８３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

第1表　歳入歳出予算補正

1.　歳　　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(3) 国庫支出金		2,420,945	1,080	2,422,025
	2)国庫補助金	828,815	1,080	829,895
(8) 繰　入　金		871,589	△9,602	861,987
	1)他会計繰入金	871,589	△9,602	861,987
(9) 諸　収　入		703,559	△1,647	701,912
	3)雑　　入	703,207	△1,647	701,560
歳　入　合　計		10,467,252	△10,169	10,457,083

2.　歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(1) 総　務　費		131,152	△9,602	121,550
	1)総務管理費	112,099	△9,602	102,497
	2)徴　税　費	18,154	0	18,154
(8) 保健事業費		116,894	△567	116,327
	1)特定健康診査等事業費	73,875	△567	73,308
歳　出　合　計		10,467,252	△10,169	10,457,083

平成２８年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）事項別明細書

歳　　入

（単位：千円）

款　　項	目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　　分	節 金　　額	説　　明
3 国庫支出金		2,420,945	1,080	2,422,025			
(2) 国庫補助金		828,815	1,080	829,895			
	4) システム開発費等補助金		1,080	1,080	1. 制度関係業務準備事業費補助金	1,080	
8 繰　入　金		871,589	△9,602	861,987			
(1) 他会計繰入金		871,589	△9,602	861,987			
	1) 一般会計繰入金	871,589	△9,602	861,987	2. 職員給与費等繰入金	△9,602	
9 諸　収　入		703,559	△1,647	701,912			
(3) 雑　　入		703,207	△1,647	701,560			
	6) 雑　　入	691,196	△1,647	689,549	1. 雑　　入	△1,647	雑入
歳　　入　　合　　計		10,467,252	△10,169	10,457,083			

款　9 諸　収　入　　項　3 雑　　入　　目　6 雑　　入

歳　　出

（単位：千円）

款　項　目　事業	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説　　明	補正前の額
1総　務　費	131,152	△9,602	121,550	1,080	△10,682		
				国庫支出金 1,080			
(1)総務管理費	112,099	△9,602	102,497		△9,602		
1)一般管理費	110,406	△9,602	100,804		△9,602		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△3,677		46,669
				3.職員手当等	△3,488		31,862
				4.共　済　費	△2,437		16,646
[1]人件費事業	95,177	△9,602	85,575		△9,602		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△3,677	一般職	46,669
				3.職員手当等	△3,488	扶養手当 △535 地域手当 △258 管理職手当 △480 住居手当 213 通勤手当 77 児童手当 △165 期末手当 △1,417 勤勉手当 △923	31,862
				4.共　済　費	△2,437	共済組合納付金	16,646
(2)徴　税　費	18,154	0	18,154	1,080	△1,080		
				国庫支出金 1,080			
1)賦課徴収費	18,154	0	18,154	1,080	△1,080		
				国庫支出金 1,080			
[1]保険税収納管理事務事業	18,154	0	18,154	1,080	△1,080		

款　1 総　務　費　　項　2 徴　税　費　　目　1 賦課徴収費

款 1 総 務 費　　項 2 徴 税 費　　目 1 賦課徴収費　　（単位：千円）

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				国庫支出金 1,080 ［制度関係業務準備事業費補助金 1,080］			
8 保健事業費	116,894	△567	116,327		△567		
(1)特定健康診査等事業費	73,875	△567	73,308		△567		
1)特定健康診査等事業費	73,875	△567	73,308		△567		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△259		9,615
				3.職員手当等	△333		5,558
				4.共 済 費	25		3,646
[1]人件費事業	18,819	△567	18,252		△567		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△259	一般職	9,615
				3.職員手当等	△333	地域手当 △15 住居手当 △81 通勤手当 △105 期末手当 △64 勤勉手当 △68	5,558
				4.共 済 費	25	健康保険料	3,646
歳 出 合 計	10,467,252	△10,169	10,457,083	1,080	△11,249		
				国庫支出金 1,080			

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給与費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 15	千円 52,348	千円 33,599	千円 85,947	千円 17,880	千円 103,827	
補正前	15	56,284	37,420	93,704	20,292	113,996	
比 較	0	△ 3,936	△ 3,821	△ 7,757	△ 2,412	△ 10,169	

	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
職員手当等の内訳	補正後	千円 863	千円 3,190	千円 672	千円 1,428	千円 4,368	千円 1,192	千円 684	千円 555	千円 12,856	千円 7,791
	補正前	1,398	3,463	1,152	1,296	4,368	1,220	684	720	14,337	8,782
	比 較	△ 535	△ 273	△ 480	132	0	△ 28	0	△ 165	△ 1,481	△ 991

(2)給料及び職員手当等の増額の明細

区　分	増減額	増減事由別明細		説　　明	備　　考
給　料	千円 △ 3,936	人事異動に伴う増減分	千円 △ 3,936	人事異動による増減	職員の異動状況　一般職員　任期付職員　計 補正後　14人　1人　15人 補正前　14人　1人　15人 比　較　0人　0人　0人
職　員 手当等	△ 3,821	人事異動に伴う増減分	△ 3,821	人事異動による増減	扶養手当　△ 535 千円　児童手当　△ 165 千円 地域手当　△ 273 千円　期末手当　△ 1,481 千円 管理職手当　△ 480 千円　勤勉手当　△ 991 千円 住居手当　132 千円 通勤手当　△ 28 千円

議案第１５号

平成２８年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７，５９８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，１４５，０５３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

第1表　歳入歳出予算補正

1.　歳　　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(4) 繰　入　金		769,087	△7,598	761,489
	1)一般会計繰入金	769,087	△7,598	761,489
歳　入　合　計		2,152,651	△7,598	2,145,053

2.　歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(1) 総　務　費		472,346	△3,801	468,545
	1)総務管理費	472,346	△3,801	468,545
(2) 事　業　費		299,931	△3,797	296,134
	1)下水道建設費	299,931	△3,797	296,134
歳　出　合　計		2,152,651	△7,598	2,145,053

平成２８年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第１号）事項別明細書

歳　　入

（単位：千円）

款　項	目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
4 繰　入　金		769,087	△7,598	761,489			
(1) 一般会計繰入金		769,087	△7,598	761,489			
	1) 一般会計繰入金	769,087	△7,598	761,489	1. 一般会計繰入金	△7,598	
歳　入　合　計		2,152,651	△7,598	2,145,053			

款　4 繰　入　金　　項　1 一般会計繰入金　　目　1 一般会計繰入金

歳　　出

款　1 総　務　費

（単位：千円）

款　項　目　事業	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説　明	補正前の額
1総　務　費	472,346	△3,801	468,545		△3,801		
(1)総務管理費	472,346	△3,801	468,545		△3,801		
2)施設管理費	120,955	△3,801	117,154		△3,801		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△1,508		12,427
				3.職員手当等	△1,435		8,050
				4.共　済　費	△858		4,365
[1]人件費事業	24,842	△3,801	21,041		△3,801		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△1,508	一般職	12,427
				3.職員手当等	△1,435	扶養手当 △234 地域手当 △105 児童手当 △120 期末手当 △630 勤勉手当 △346	8,050
				4.共　済　費	△858	共済組合納付金	4,365
2事　業　費	299,931	△3,797	296,134		△3,797		
(1)下水道建設費	299,931	△3,797	296,134		△3,797		
1)下水道建設費	299,931	△3,797	296,134		△3,797		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△1,571		20,010
				3.職員手当等	△1,500		14,923
				4.共　済　費	△726		7,400
[1]人件費事業	42,333	△3,797	38,536		△3,797		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△1,571	一般職	20,010
				3.職員手当等	△1,500	扶養手当 △312	14,923

						地域手当 △113 住居手当 201 通勤手当 △223 児童手当 △240 期末手当 △503 勤勉手当 △310	
				4.共　済　費	△726	共済組合納付金	7,400
歳　出　合　計	2,152,651	△7,598	2,145,053		△7,598		

款　2 事　業　費　　項　1 下水道建設費　　目　1 下水道建設費

給　与　費　明　細　書

1．一　般　職

（1）総　　括

区　分	職員数	給与費			共済費	合　計	備　考
		給料	職員手当等	計			
補正後	人 12	千円 46,749	千円 31,156	千円 77,905	千円 16,725	千円 94,630	
補正前	12	49,828	34,091	83,919	18,309	102,228	
比　較	0	△ 3,079	△ 2,935	△ 6,014	△ 1,584	△ 7,598	

	区　分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
職　員 手当等 の内訳	補正後	千円 2,658	千円 2,966	千円 576	千円 1,400	千円 1,514	千円 640	千円 209	千円 1,380	千円 12,261	千円 7,552
	補正前	3,204	3,184	576	1,199	1,514	863	209	1,740	13,394	8,208
	比　較	△ 546	△ 218	0	201	0	△ 223	0	△ 360	△ 1,133	△ 656

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　分	増 減 額	増減事由別明細		説　　明	備　　考
給　料	千円 △ 3,079	人事異動に伴う増減分	千円 △ 3,079	人事異動による増減	職員の異動状況　一般職員　任期付職員　計 補正後　12人　0人　12人 補正前　12人　0人　12人 比　較　0人　0人　0人
職　員 手当等	△ 2,935	人事異動に伴う増減分	△ 2,935	人事異動による増減	扶養手当　△ 546 千円　児童手当　△ 360 千円 地域手当　△ 218 千円　期末手当　△ 1,133 千円 住居手当　201 千円　勤勉手当　△ 656 千円 通勤手当　△ 223 千円

議案第１６号

平成２８年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５，６４７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４３７，０８６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

第1表　歳入歳出予算補正

1.　歳　　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(3) 国庫支出金		1,167,855	116	1,167,971
	1)国庫負担金	924,427	116	924,543
(4) 支払基金交付金		1,408,116	6,449	1,414,565
	1)支払基金交付金	1,408,116	6,449	1,414,565
(6) 繰　入　金		907,222	△13,027	894,195
	1)他会計繰入金	820,259	△13,027	807,232
(19)繰　越　金			32,109	32,109
	1)繰　越　金		32,109	32,109
歳　入　合　計		5,411,439	25,647	5,437,086

2.　歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(1) 総　務　費		183,636	△13,001	170,635
	1)総務管理費	110,972	△12,926	98,046
	3)介護認定審査会費	42,236	△75	42,161
(4) 基金積立金		95,541	29,481	125,022
	1)給付準備基金積立金	95,541	29,481	125,022
(5) 諸支出金		1,710	9,167	10,877
	2)雑支出金		9,167	9,167
歳　出　合　計		5,411,439	25,647	5,437,086

平成２８年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）事項別明細書

歳　　入

（単位：千円）

款　項	目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
3 国庫支出金		1,167,855	116	1,167,971			
(1) 国庫負担金		924,427	116	924,543			
	1) 介護給付費負担金	924,427	116	924,543	2. 過年度分	116	
4 支払基金交付金		1,408,116	6,449	1,414,565			
(1) 支払基金交付金		1,408,116	6,449	1,414,565			
	1) 介護給付費交付金	1,394,060	6,449	1,400,509	2. 過年度分	6,449	
6 繰　入　金		907,222	△13,027	894,195			
(1) 他会計繰入金		820,259	△13,027	807,232			
	1) 一般会計繰入金	820,259	△13,027	807,232	4. 職員給与費等繰入金	△12,926	
					5. 事務的経費繰入金	△75	
					7. 低所得者保険料軽減負担繰入金	△26	
19 繰　越　金			32,109	32,109			
(1) 繰　越　金			32,109	32,109			
	1) 繰　越　金		32,109	32,109	1. 前年度繰越金	32,109	

款 19 繰　越　金　　項 1 繰　越　金　　目 1 繰　越　金

款 19 繰 越 金　　項 1 繰 越 金　　目 1 繰 越 金　　（単位：千円）

款　項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　明
					区　分	金　額	
歳　入　合　計		5,411,439	25,647	5,437,086			

歳　　出

（単位：千円）

款　項　目　事業	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説　明	補正前の額
1総　務　費	183,636	△13,001	170,635		△13,001		
(1)総務管理費	110,972	△12,926	98,046		△12,926		
1)一般管理費	110,972	△12,926	98,046		△12,926		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△5,850		53,983
				3.職員手当等	△3,957		32,351
				4.共　済　費	△3,119		17,975
[1]人件費事業	104,309	△12,926	91,383		△12,926		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	△5,850	一般職	53,983
				3.職員手当等	△3,957	扶養手当 △390 地域手当 △374 住居手当 287 通勤手当 △51 児童手当 △420 期末手当 △1,896 勤勉手当 △1,113	32,351
				4.共　済　費	△3,119	共済組合納付金 △3,174 厚生年金保険料 71 健康保険料 △16	17,975
(3)介護認定審査会費	42,236	△75	42,161		△75		
1)介護認定審査会費	42,236	△75	42,161		△75		
				節　区　分	金　額		
				3.職員手当等	△75		5,402
[1]介護保険要介護認定（介護認定審査会運営）事務事業	42,236	△75	42,161		△75		

款　1 総　務　費　　項　3 介護認定審査会費　　目　1 介護認定審査会費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	△75	通勤手当	5,402
4基金積立金	95,541	29,481	125,022	29,507	△26		
				国庫支出金 116			
				支払基金交付金 6,449			
				繰越金 22,942			
(1)給付準備基金積立金	95,541	29,481	125,022	29,507	△26		
				国庫支出金 116			
				支払基金交付金 6,449			
				繰越金 22,942			
1)給付準備基金積立金	95,541	29,481	125,022	29,507	△26		
				国庫支出金 116			
				支払基金交付金 6,449			
				繰越金 22,942			
				節 区 分	金 額		
				25.積 立 金	29,481		95,541
[1]給付準備基金積立金事業	95,541	29,481	125,022	29,507	△26	長寿社会推進課	

				国庫支出金 116 ［過年度分 116］			
				支払基金交付金 6,449 ［過年度分 6,449］			
				繰越金 22,942 ［前年度繰越金 22,942］			
				節　区　分	金　額		
				25.積　立　金	29,481		95,541
5諸支出金	1,710	9,167	10,877	9,167			
				繰越金 9,167			
(2)雑支出金		9,167	9,167	9,167			
				繰越金 9,167			
1)返　還　金		9,167	9,167	9,167			
				繰越金 9,167			
				節　区　分	金　額		
				23.償還金、利子及び割引料	9,167		
[1]返還金事業		9,167	9,167	9,167		長寿社会推進課	
				繰越金 9,167 ［前年度繰越金 9,167］			

款　5 諸支出金　　項　2 雑支出金　　目　1 返　還　金

款 5 諸支出金　　項 2 雑支出金　　目 1 返 還 金　　（単位：千円）

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説明	補正前の額
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	9,167	介護給付費府費負担金返還金 1,602 介護給付費交付金返還金 324 地域支援予防事業国庫交付金返還金 286 地域支援包括・任意事業国庫交付金返還金 4,329 地域支援事業支援交付金返還金 320 地域支援予防事業府費交付金返還金 143 地域支援包括・任意事業府費交付金返還金 2,163	
歳 出 合 計	5,411,439	25,647	5,437,086	38,674	△13,027		
				国庫支出金 116			
				支払基金交付金 6,449			
				繰越金 32,109			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給与費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 22	千円 67,952	千円 41,405	千円 109,357	千円 21,109	千円 130,466	
補正前	23	73,802	45,437	119,239	24,228	143,467	
比 較	△ 1	△ 5,850	△ 4,032	△ 9,882	△ 3,119	△ 13,001	

	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
職員手当等の内訳	補正後	千円 2,280	千円 4,216	千円 576	千円 1,259	千円 5,395	千円 1,381	千円 1,620	千円 15,321	千円 9,357
	補正前	2,670	4,590	576	972	5,395	1,507	2,040	17,217	10,470
	比 較	△ 390	△ 374	0	287	0	△ 126	△ 420	△ 1,896	△ 1,113

(2)給料及び職員手当等の増額の明細

区　分	増減額	増減事由別明細		説　　明	備　　考
給　料	千円 △ 5,850	人事異動に伴う増減分	千円 △ 5,850	人事異動による増減	職員の異動状況　一般職員　任期付職員　計 補正後　13人　9人　22人 補正前　14人　9人　23人 比　較　△1人　0人　△1人
職　員 手当等	△ 4,032	人事異動等に伴う増減分	△ 4,032	人事異動等による増減	扶養手当　△ 390 千円　期末手当　△ 1,896 千円 地域手当　△ 374 千円　勤勉手当　△ 1,113 千円 住居手当　287 千円 通勤手当　△ 126 千円 児童手当　△ 420 千円

議案第１７号

平成２８年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５，６３６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７２２，６３２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

第1表　歳入歳出予算補正

1.　歳　　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(3) 繰　入　金		164,432	7,683	172,115
	1)一般会計繰入金	164,432	7,683	172,115
(5) 繰　越　金			17,953	17,953
	1)繰　越　金		17,953	17,953
歳　入　合　計		696,996	25,636	722,632

2.　歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
(1) 総　務　費		19,249	7,683	26,932
	1)総務管理費	17,438	7,683	25,121
(2) 後期高齢者医療広域連合納付金		676,736	17,527	694,263
	1)後期高齢者医療広域連合納付金	676,736	17,527	694,263
(3) 諸支出金		1,011	426	1,437
	1)償還金及び還付加算金	1,011	426	1,437
歳　出　合　計		696,996	25,636	722,632

平成２８年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）事項別明細書

歳　　入

（単位：千円）

款　項	目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
3 繰　入　金		164,432	7,683	172,115			
(1) 一般会計繰入金		164,432	7,683	172,115			
	1) 事務費繰入金	19,238	7,683	26,921	1. 事務費繰入金	7,683	
5 繰　越　金			17,953	17,953			
(1) 繰　越　金			17,953	17,953			
	1) 繰　越　金		17,953	17,953	1. 前年度繰越金	17,953	
歳　入　合　計		696,996	25,636	722,632			

款 5 繰　越　金　　項 1 繰　越　金　　目 1 繰　越　金

歳　　出

款　1 総　務　費

（単位：千円）

款　項　目　事業	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説　明	補正前の額
1総　務　費	19,249	7,683	26,932		7,683		
(1)総務管理費	17,438	7,683	25,121		7,683		
1)一般管理費	17,438	7,683	25,121		7,683		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	4,060		6,107
				3.職員手当等	2,397		3,708
				4.共　済　費	1,226		1,783
[1]人件費事業	11,598	7,683	19,281		7,683		
				節　区　分	金　額		
				2.給　料	4,060	一般職	6,107
				3.職員手当等	2,397	扶養手当 234 地域手当 258 通勤手当 50 児童手当 120 期末手当 1,074 勤勉手当 661	3,708
				4.共　済　費	1,226	共済組合納付金 1,214 厚生会事業補給金 12	1,783
2後期高齢者医療広域連合納付金	676,736	17,527	694,263	17,527			
				繰越金 17,527			
(1)後期高齢者医療広域連合納付金	676,736	17,527	694,263	17,527			
				繰越金 17,527			
1)後期高齢者医療広域連合納付金	676,736	17,527	694,263	17,527			
				繰越金 17,527			

				節　区　分	金　額		
				19. 負担金、補助及び交付金	17,527		676,736
[1]後期高齢者医療広域連合納付事業	676,736	17,527	694,263	17,527		保険年金課	
				繰越金 17,527 ［前年度繰越金 17,527］			
				節　区　分	金　額		
				19. 負担金、補助及び交付金	17,527	保険料等負担金	676,736
3 諸支出金	1,011	426	1,437	426			
				繰越金 426			
(1)償還金及び還付加算金	1,011	426	1,437	426			
				繰越金 426			
1)保険料還付金	1,011	426	1,437	426			
				繰越金 426			
				節　区　分	金　額		
				23. 償還金、利子及び割引料	426		1,011
[1]後期保険料還付事業	1,011	426	1,437	426		保険年金課	
				繰越金 426 ［前年度繰越金 426］			

款　3 諸支出金　　項　1 償還金及び還付加算金　　目　1 保険料還付金

款　3 諸支出金　　項　1 償還金及び還付加算金　　目　1 保険料還付金　　（単位：千円）

款　項　目　事業	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	説　明	補正前の額
				節　区　分	金　額		
				23. 償還金、利子及び割引料	426	保険料還付金	1,011
歳　出　合　計	696,996	25,636	722,632	17,953	7,683		
				繰越金 17,953			

給　与　費　明　細　書

1．一　般　職

（1）総　括

区　分	職員数	給与費			共済費	合　計	備　　考
		給　　料	職員手当等	計			
補正後	3 人	10,167 千円	6,105 千円	16,272 千円	3,009 千円	19,281 千円	
補正前	2	6,107	3,708	9,815	1,783	11,598	
比　　較	1	4,060	2,397	6,457	1,226	7,683	

	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
職員手当等の内訳	補正後	468 千円	634 千円	0 千円	474 千円	160 千円	120 千円	2,658 千円	1,591 千円
	補正前	234	376	0	474	110	0	1,584	930
	比　　較	234	258	0	0	50	120	1,074	661

（２）給料及び職員手当等の増減額の明細

区　分	増 減 額	増減事由別明細		説　　明	備　　考
	千円		千円		職員の異動状況　一般職員　任期付職員　計 補正後　2人　1人　3人 補正前　1人　1人　2人 比　較　1人　0人　1人
給　料	4,060	人事異動に伴う増減分	4,060	人事異動による増減	
職　員 手当等	2,397	人事異動に伴う増減分	2,397	人事異動による増減	扶養手当　234 千円 地域手当　258 千円 通勤手当　50 千円 児童手当　120 千円 期末手当　1,074 千円 勤勉手当　661 千円

議案第１８号

平成２８年度泉南市水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　平成２８年度泉南市の水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条　平成２８年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支出		
	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業費用	１，６０７，６６８千円	△１２，２１６千円	１，５９５，４５２千円
第１項　営業費用	１，４７５，３２７千円	△１２，２３９千円	１，４６３，０８８千円
第２項　営業外費用	１２２，３４１千円	２３千円	１２２，３６４千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第８条の職員給与費「２０４，１８８千円」を「１９１，９４９千円」に補正する。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

平成28年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出の補正

（単位:千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
B，水道事業費用				1,607,668	△ 12,216	1,595,452	
	1，営業費用			1,475,327	△ 12,239	1,463,088	
		1. 原水及び浄水費		672,668	△ 1,522	671,146	
			1，給料	11,831	△ 376	11,455	給料 △ 376
			2，手当	22,800	△ 687	22,113	扶養手当 60 地域手当 △ 19 期末手当 △ 189 勤勉手当 △ 122 住居手当 △ 227 児童手当 △ 190
			3，賞与等引当金繰入額	1,871	△ 82	1,789	期末手当 △ 7 勤勉手当 △ 6 法定福利費 △ 69
			6，法定福利費	4,244	△ 377	3,867	共済組合納付金 △ 377
		2. 配水及び給水費		167,392	△ 9,526	157,866	
			1，給料	15,361	△ 4,530	10,831	給料 △ 4,530

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
			2, 手当	7,047	△ 2,477	4,570	扶養手当 △ 156 地域手当 △ 282 期末手当 △ 958 勤勉手当 △ 618 通勤手当 △ 223 児童手当 △ 240
			3, 賞与等引当金繰入額	2,295	△ 886	1,409	期末手当 △ 432 勤勉手当 △ 277 法定福利費 △ 177
			6, 法定福利費	5,176	△ 1,633	3,543	共済組合納付金 △ 1,774 厚生会事業補給金 △ 12 厚生年金 2 健保負担金 151
		3. 業務費		77,262	△ 190	77,072	
			2, 手当	3,281	△ 180	3,101	期末手当 △ 48 勤勉手当 △ 32 児童手当 △ 100
			3, 賞与等引当金繰入額	728	7	735	期末手当 4 勤勉手当 2 法定福利費 1
			4, 法定福利費	1,557	△ 17	1,540	共済組合納付金 △ 17
		4. 総係費		85,036	△ 896	84,140	
			1, 給料	21,681	410	22,091	給料 410

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
			2, 手当	13,032	△ 1,675	11,357	扶養手当 △ 450 地域手当 △ 9 期末手当 △ 292 勤勉手当 △ 190 住居手当 △ 324 通勤手当 △ 110 児童手当 △ 300
			3, 賞与等引当金繰入額	3,595	△ 24	3,571	期末手当 △ 7 勤勉手当 △ 6 法定福利費 △ 11
			6, 法定福利費	7,903	△ 715	7,188	共済組合納付金 △ 715
			8, 退職給付費	13,135	1,108	14,243	退職給付費 1,108
		9. 水質費		15,989	△ 105	15,884	
			2, 手当	1,677	△ 90	1,587	期末手当 △ 54 勤勉手当 △ 36
			3, 賞与等引当金繰入額	694	△ 1	693	法定福利費 △ 1
			6, 法定福利費	1,624	△ 14	1,610	共済組合納付金 △ 14
	2, 営業外費用			122,341	23	122,364	
		2. 消費税		30,608	23	30,631	
			55, 消費税	24,104	18	24,122	消費税 18
			56, 地方消費税	6,504	5	6,509	地方消費税 5
合計				1,607,668	△ 12,216	1,595,452	

給　与　費　明　細　書

1.総　括　　（単位:千円）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計
		一般職（人）	その他（人）	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	12	1	0	53,146	63,893	117,039	19,023	136,062
	資本勘定支弁職員	6	0	0	26,847	18,452	45,299	10,588	55,887
	合　計	18	1	0	79,993	82,345	162,338	29,611	191,949
補正前	損益勘定支弁職員	13	1	0	57,642	68,623	126,265	22,036	148,301
	資本勘定支弁職員	6	0	0	26,847	18,452	45,299	10,588	55,887
	合　計	19	1	0	84,489	87,075	171,564	32,624	204,188
比較	損益勘定支弁職員	△ 1	0	0	△ 4,496	△ 4,730	△ 9,226	△ 3,013	△ 12,239
	資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合　計	△ 1	0	0	△ 4,496	△ 4,730	△ 9,226	△ 3,013	△ 12,239

	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
手当の内訳	補正後	3,144	4,973	20,513	12,464	0	1,269	2,016
	補正前	3,690	5,283	22,496	13,749	551	1,602	2,016
	比　較	△ 546	△ 310	△ 1,983	△ 1,285	△ 551	△ 333	0
	区分	超勤手当	特殊勤務手当	児童手当	退職給付費	宿日直手当	浄水場管理手当	
	補正後	14,702	167	970	14,243	5,256	2,628	
	補正前	14,702	167	1,800	13,135	5,256	2,628	
	比　較	0	0	△ 830	1,108	0	0	

2.給料及び手当の増減額の明細

（単位:千円）

区分	増 減 額	増 減 事 由 内 訳		説　　明	備　　考	
給　料	△ 4,496	人事異動に伴う増減分	△ 4,496	人事異動による増減	給　　料	△ 4,496
手　当	△ 4,730	人事異動に伴う増減分	△ 4,730	人事異動による増減	扶　養　手　当	△ 546
					地　域　手　当	△ 310
					期　末　手　当	△ 1,983
					勤　勉　手　当	△ 1,285
					住　居　手　当	△ 551
					通　勤　手　当	△ 333
					児　童　手　当	△ 830
					退　職　給　付　費	1,108
共済費	△ 3,013	人事異動に伴う増減分	△ 3,013	人事異動による増減	法　定　福　利　費	△ 3,013

議案第１９号

平成２７年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２０号

平成２７年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２１号

平成２７年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２２号

平成２７年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２３号

平成２７年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２４号

平成２７年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２５号

平成２７年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２６号

平成２７年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２７号

平成２７年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２８号

平成２７年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第２９号

平成２７年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第３０号

平成２７年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第３１号

平成２７年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第３２号

平成２７年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第３３号

平成２７年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第３４号

平成２７年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第３５号

平成２７年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第３６号

平成２７年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成２７年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人

議案第３７号

平成２７年度泉南市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、平成２７年度泉南市水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について市議会の議決を求めるとともに、同法第３０条第４項の規定により、平成２７年度泉南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成２８年８月３０日提出

泉南市長　竹　中　勇　人